

# はじめに



我が国の自殺者数は、近年減少傾向にあるものの、未だに年間 2 万人を超えており、依然として多くの尊い命が自殺によって失われ、非常事態は続いている状況にあります。

このような中、国では平成 28 年 3 月に自殺対策基本法が改正され、自殺対策を「生きることの包括的な支援」と位置づけ、全ての都道府県および市町村に「自殺対策計画」の策定が義務づけられました。

自殺は健康問題だけでなく、生活困窮や過労など様々な社会的要因が複合して起こることが知られており、その多くが追い込まれた末の死であります。また、自殺は個人の問題だけではなく、その多くが防ぐことができる社会的な問題と考えられます。

こうした国の動向を見極めながら、彦根市では、これまでの自殺対策やこころの健康に関する取組等を踏まえ、このたび本市の実情に応じた自殺対策を総合的かつ効果的に推進するための計画として、「彦根市いのち支える自殺対策計画」を策定しました。

今後は本計画に基づき、全庁的に自殺対策に関する取組の推進を図るとともに、様々な分野の関係機関、団体等と連携し、地域ぐるみで「誰も自殺に追い込まれることのないまち 彦根」が実現できるよう努めてまいります。

結びに、この計画の策定に参画いただきました彦根市いのち支える自殺対策推進会議委員の皆さまをはじめ、ご協力いただきました市民の皆さまおよび関係各位に心からお礼を申し上げます。

平成 31 年(2019 年)3 月

彦根市長 大久保 貴

# 目 次

## はじめに

### 第1章 計画策定の趣旨等

1 計画策定の背景	1
2 計画策定の趣旨	1
3 計画の位置づけ	1
4 計画の期間	2
5 計画の数値目標	2

### 第2章 彦根市の自殺の現状

1 彦根市における傾向と自殺リスクの高い集団	3
(1) 自殺者数と自殺死亡率の推移	4
(2) 年代別自殺者数の割合	5
(3) 性別の自殺者数の割合	5
(4) 年代別、性別の自殺死亡率と自殺者数	6
(5) 年代別の自殺死亡率	6
(6) 自殺者における職業別の内訳と有職者と無職者の割合	7
(7) 自殺者における男女別の自殺の原因・動機	7
(8) 自殺者における自殺未遂歴の有無	8
2 自損行為による救急搬送件数	8
3 彦根市自殺未遂者連絡票の運用件数	8
4 こころの健康に関する状況	9
5 対策が優先されるべき対象群	10

### 第3章 自殺対策における取組

1 自殺対策における基本方針	12
(1) 生きることの包括的な支援として推進	12
(2) 関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開	12
(3) 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動	13
(4) 実践と啓発を両輪として推進	13
(5) 関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進	13
2 施策の体系	14
3 5つの基本施策	15
基本施策 1 地域におけるネットワークの強化	15
基本施策 2 自殺対策を支える人材の育成	17
基本施策 3 市民への自殺問題の啓発と支援情報の周知	20

基本施策 4	生きることの促進要因への支援	23
基本施策 5	児童生徒の SOS の出し方に関する教育	34
4	3 つの重点施策	37
重点施策 1	高齢者の自殺対策の推進	37
重点施策 2	生活困窮者支援と自殺対策の推進	42
重点施策 3	勤務問題に関わる自殺への対策の推進	45
第 4 章	自殺対策の推進体制	48
資料編		50

# 第1章 計画策定の趣旨等

## 1 計画策定の背景

自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、生活困窮、過労、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。自殺に至る心理としては、様々な悩みが原因で追い詰められ自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ったり、社会とのつながりの減少や生きていても役に立たないという喪失感から、また与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感から、危機的な状態にまで追い込まれてしまう過程と見ることができます。

我が国の自殺者数は、平成10年(1998年)以降年間3万人を超え、その後も高い水準で推移してきました。このような中、平成18年(2006年)10月に自殺対策基本法が施行され、それまで「個人的な問題」とされてきた自殺が「社会的な問題」と捉えられるようになり、社会全体で自殺対策が進められるようになりました。施行から10年目の平成28年(2016年)3月には、自殺対策をさらに強化するため自殺対策基本法が改正され、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して、すべての都道府県および市町村が「地域自殺対策計画」を策定することになりました。

## 2 計画策定の趣旨

本市では、自殺対策として自殺未遂者対策、自殺予防の啓発・周知、ゲートキーパーの養成等に取り組んでまいりました。しかしながら、本市における平成25年(2013年)から平成29年(2017年)までの平均自殺死亡率(人口10万人あたりの自殺者数)は、19.5で全国(18.5)、および滋賀県(17.7)の数値を上回っていること、また、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して自殺対策基本法が改正され、すべての市町村に「地域自殺対策計画」の策定が義務付けられたこと等を踏まえ、「生きることの包括的な支援」として、自殺対策を推進する必要があると考えております。

このような自殺に関する本市の現状や自殺対策を取り巻く社会的情勢を鑑み、改正自殺対策基本法に基づいて作成された「市町村自殺対策計画策定の手引」(厚生労働省)の内容を踏まえ、全庁的な取り組みとして総合的に自殺対策を推進するため、「彦根市いのち支える自殺対策計画」を策定しました。

## 3 計画の位置づけ

本計画は、平成28年(2016年)に改正された自殺対策基本法に基づき、国が定めた「自殺総合対策大綱」の趣旨を踏まえて、同法第13条第2項に定める「市町村自殺対策計画」として策定するものとし、また本市の最上位計画「彦根市総合計画」の「支え合い社会の推進」に位置づけるとともに、他の本市関連計画との整合性を図るものとします。

## 4 計画の期間

自殺対策計画は平成 31 年度(2019 年度)から平成 35 年度(2023 年度)までの 5 か年を計画期間とします。

## 5 計画の数値目標

自殺対策基本法で示されているように、自殺対策を通じて最終的に目指すのは「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現です。そのためには、対策を通じて実現を目指す具体的な数値目標等を定めるとともに、各々の取組の成果についても検証と評価を行い、必要に応じて取組内容の見直しを図っていく必要があります。

国は、「自殺総合対策大綱」において、「平成 38 年(2026 年)までに自殺死亡률을平成 27 年(2015 年)と比べて 30%以上減少させる」ことを目標として定めています。

こうした国の方針を踏まえつつ、本市の計画における当面の目指すべき目標値として、平成 25 年(2013 年)から平成 29 年(2017 年)までの平均自殺死亡률 19.5(平均年間自殺者数 22.0 人)を平成 35 年(2023 年)までに 15%以上、すなわち平成 30 年(2018 年)から平成 34 年(2022 年)までの平均死亡률을 16.6(平均年間自殺者数 18.7 人)に減少させることを目指します。

	平成 29 年(2017 年) 現状値	平成 35 年(2023 年) 目標値(現状値から 15%以上減)
自殺死亡률 (人口 10 万人対)	19.5	16.6
自殺者数	22.0 人	18.7 人
	平成 25 年～平成 29 年平均値 (2013 年～2017 年)	平成 30 年～平成 34 年平均値 (2018 年～2022 年)

※自殺死亡률および自殺者数は 5 年間の平均値である

## 第2章 彦根市の自殺の現状

### 1 彦根市における傾向と自殺リスクの高い集団

#### 【彦根市における傾向】

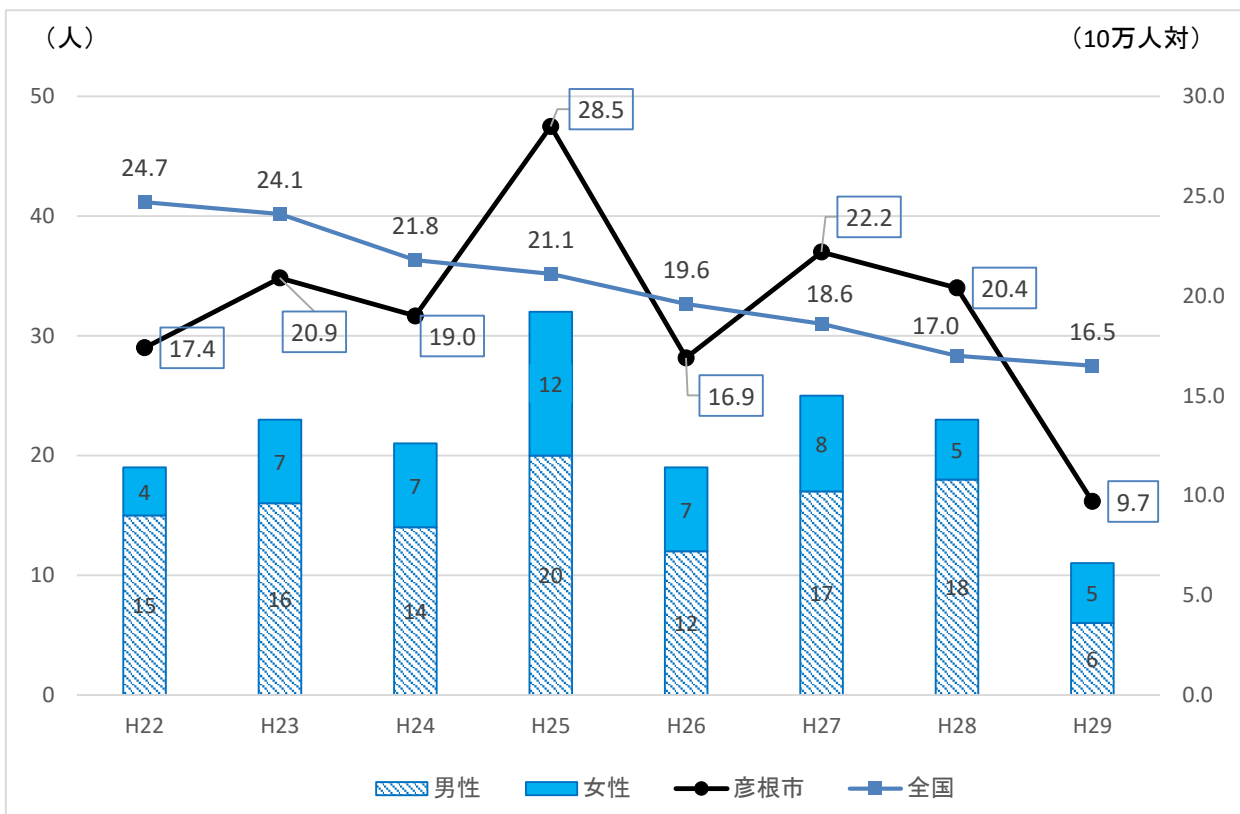
- ① 平成 22 年(2010 年)から平成 29 年(2017 年)まで 8 年間の自殺者数の合計は 173 人で、1 年間に平均 21.6 人が自殺で死亡しています。
- ② 自殺者数・自殺死亡率ともに年によりばらつきがありますが、平成 25 年(2013 年)は自殺者数 32 人、自殺死亡率も 28.5 と近年では最も高い状況でした。  
自殺者数は、平成 26 年(2014 年)にはいったん減少し、その後平成 27 年(2015 年)、平成 28 年(2016 年)は自殺者数 20 人を超えていましたが、平成 29 年(2017 年)は 11 人と減少しました。  
自殺死亡率を全国と比較すると、平成 22 年(2010 年)から平成 24 年(2012 年)および平成 26 年(2014 年)、平成 29 年(2017 年)は彦根市のほうが低いですが、平成 25 年(2013 年)、平成 27 年(2015 年)、平成 28 年(2016 年)は彦根市のほうが高い状況でした。
- ③ 年代別に自殺者数をみると、全国と比較して、30 歳代までの割合は全国より低くなっていますが、逆に 40～60 歳代では、彦根市の方が割合が高くなっています。
- ④ 自殺者数を性別にみると、男性が 66%、女性が 34%と男性の割合が多くなっています。
- ⑤ 性別と年代別と合わせてみると、男性の自殺者数は、40 歳代、50 歳代が多く、また自殺死亡率は 80 歳代、50 歳代が多くなっています。女性では、自殺者数および自殺死亡率ともに 60 歳代が最も多くなっています。
- ⑥ 年代別の自殺死亡率で全国と比べて高いのは、男女ともに 40 歳代、50 歳代、60 歳代および 80 歳代です。逆に低いのは男女とも 20 歳未満、20 歳代、30 歳代、70 歳代です。
- ⑦ 有職者(自営業・家族従業者、被雇用者・勤め人)と無職等(失業者、その他無職、年金等生活者等)の比率は男性では 35 対 65、女性では、14 対 86 です。
- ⑧ 男女ともに、失業者とその他無職者の占める割合が、およそ 3 割となっています。
- ⑨ 自殺の原因・動機では、男女とも健康問題が最も多く、次いで男性では経済・生活問題、家庭問題、一方女性では家庭問題、勤務問題となっています。
- ⑩ 自殺者の 4 人に 1 人は自殺未遂歴があります。

## (1) 自殺者数と自殺死亡率の推移

平成22年(2010年)から平成29年(2017年)までの自殺者数の合計は173人で、1年間に平均21.6人が自殺で死亡しています。自殺者数・自殺死亡率ともに年によりばらつきがあり、平成25年(2013年)は自殺者数32人、自殺死亡率も28.5と近年では最も高い状況でした。平成26年(2014年)にはいったん減少し、その後平成27年(2015年)、平成28年(2016年)は自殺者数20人を超えていましたが、平成29年(2017年)は11人と減少しました。自殺死亡率を全国と比較すると、平成22年(2010年)から平成24年(2012年)および平成26年(2014年)、平成29年(2017年)は彦根市のほうが低く、平成25年(2013年)、平成27年(2015年)、平成28年(2016年)は彦根市のほうが高い状況でした。

図1: 自殺者数(彦根市)と自殺死亡率(彦根市、全国)の推移

【平成22年(2010年)～平成29年(2017年)】

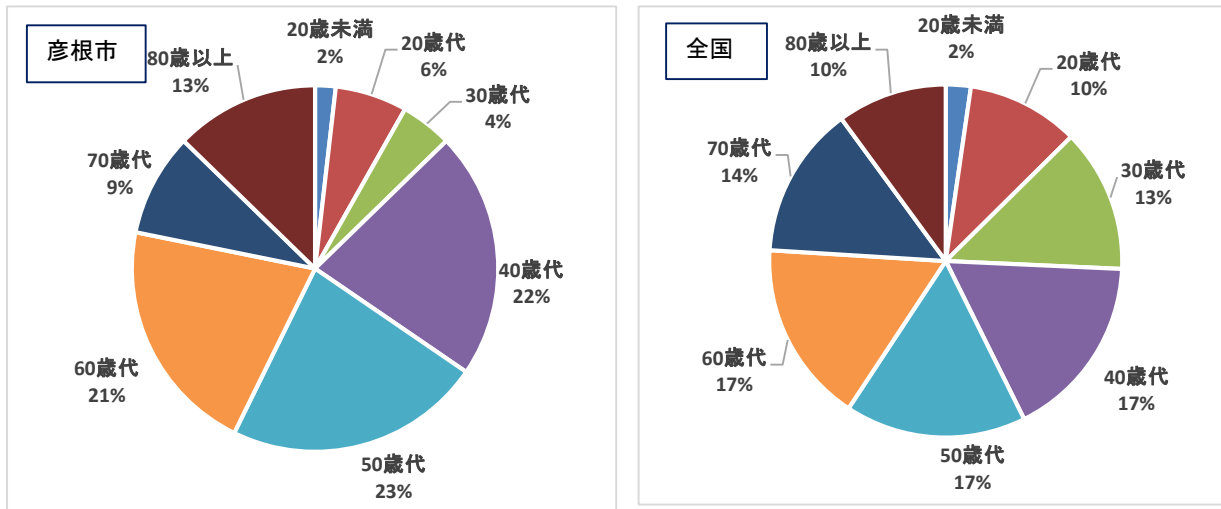


自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロフィール(2018)」より

## (2) 年代別自殺者数の割合

年代別に自殺者数を見てみると、全国と比較して、30歳代までの割合は全国が25%、彦根市が12%と彦根市のほうが少なくなっています。逆に40～60歳代を見てみると、全国が51%、彦根市が66%と彦根市のほうが割合が高くなっています。70歳代では、全国に比べて彦根市のほうが割合が少なくなっています。

図 2: 年代別自殺者数の割合【平成 25 年(2013 年)～平成 29 年(2017 年)】

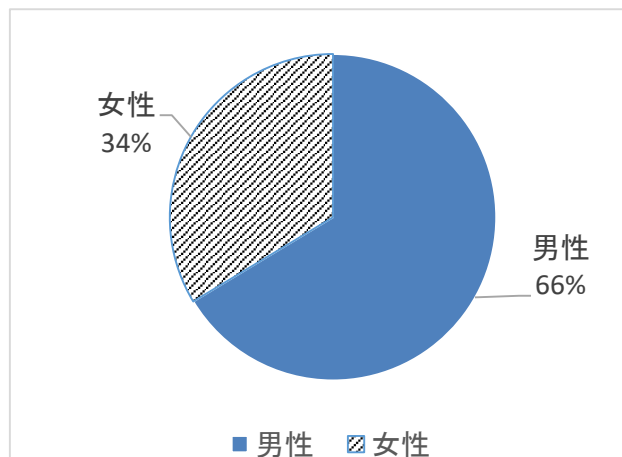


自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロフィール(2018)」より

## (3) 性別の自殺者数の割合

自殺者数を性別にみてみると、男性が66%、女性が34%と男性の割合が多くなっています。

図 3: 彦根市男女別の自殺者数の割合【平成 25 年(2013 年)～平成 29 年(2017 年)】



自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロフィール(2018)」より

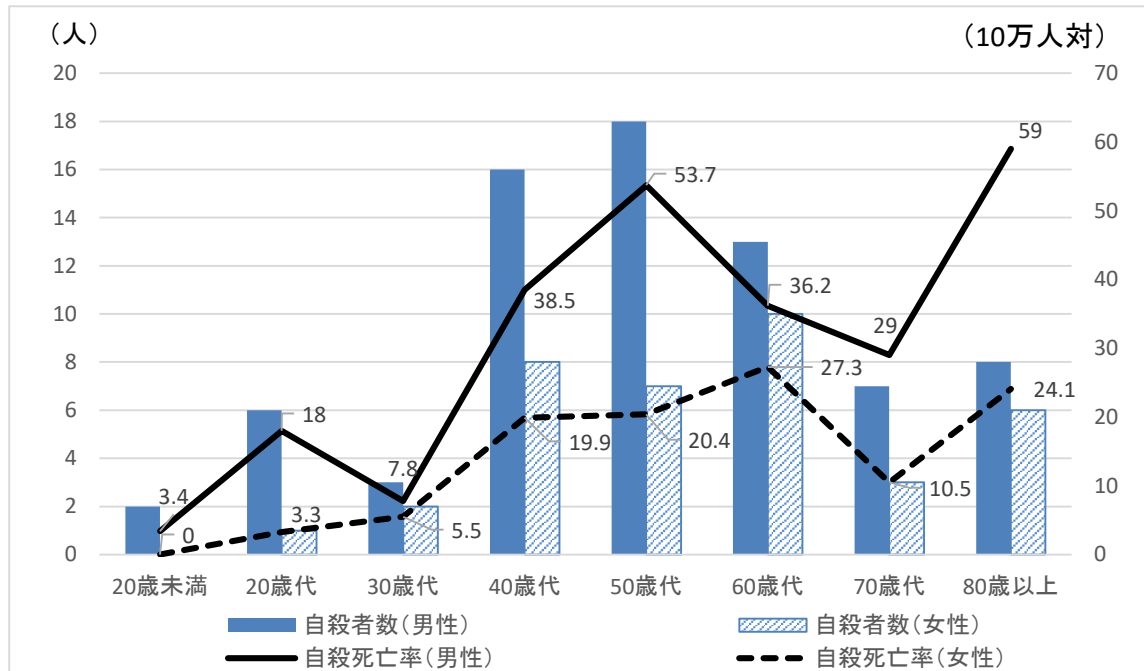


#### (4) 年代別、性別の自殺死亡率と自殺者数

性別と年代別と合わせてみると、50歳代男性が最も多く、次いで40歳代男性、60歳代男性となっています。女性では、60歳代が最も多くなっています。

自殺死亡率をみると、男性の80歳代と50歳代が高くなっています。

図4: 彦根市年代別、性別の自殺死亡率と自殺者数【平成25年(2013年)～平成29年(2017年)】

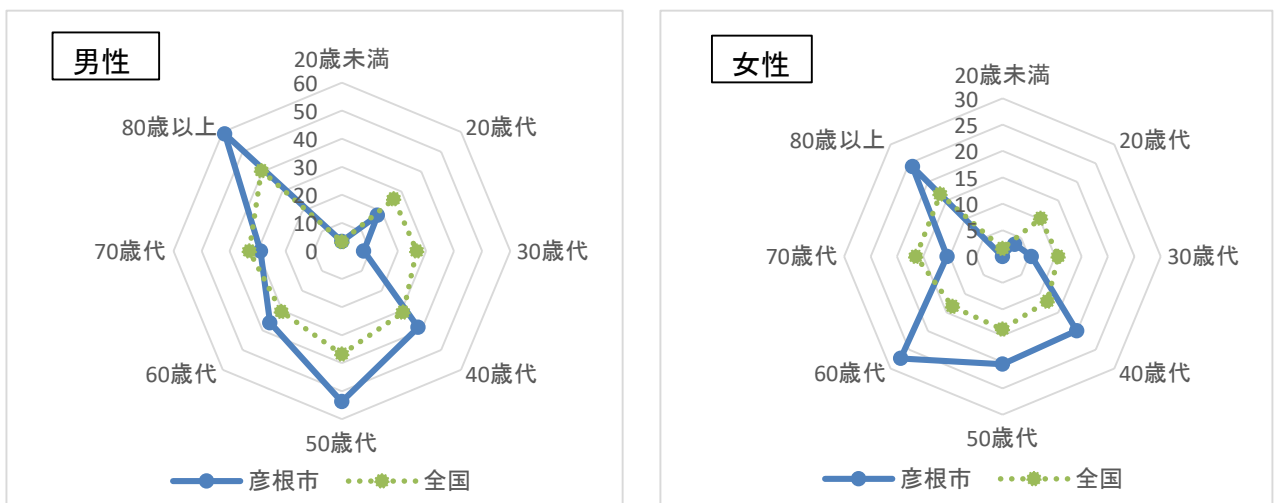


自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロフィール(2018)」より

#### (5) 年代別の自殺死亡率

年代別の自殺死亡率について、全国と比べて高いのは、男女とも40歳代、50歳代、60歳代、80歳代となっています。逆に低いのは男女とも20歳未満、20歳代、30歳代、70歳代となっています。

図5: 年代別自殺死亡率(彦根市、全国)【平成25年(2013年)～平成29年(2017年)】



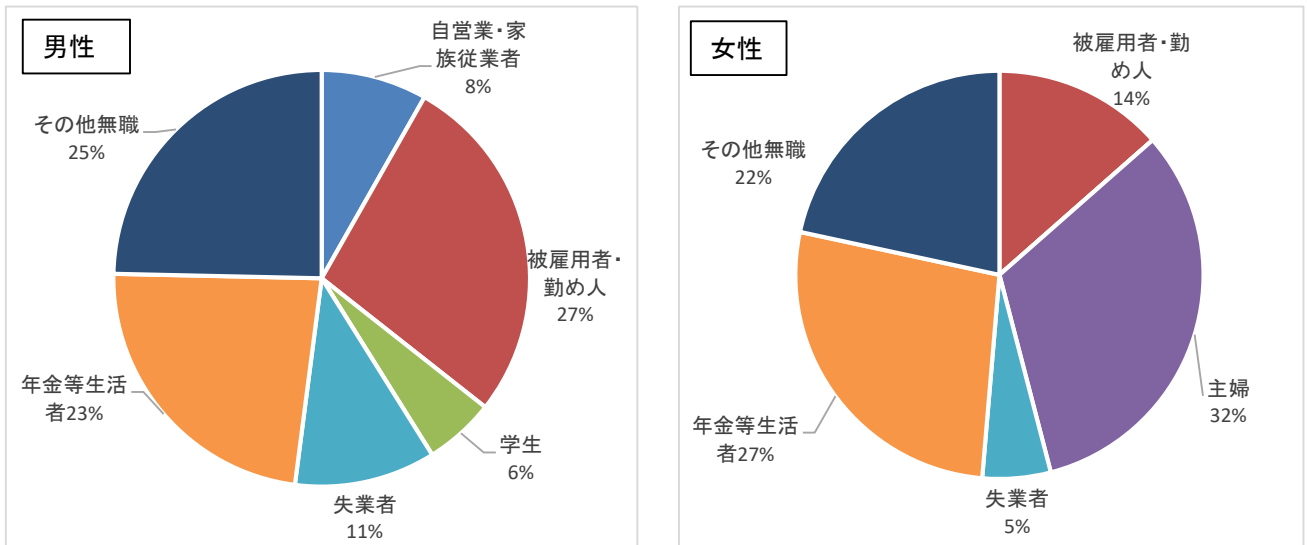
自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロフィール(2018)」より

## (6) 自殺者における職業別の内訳と有職者と無職者の割合

彦根市の自殺者の有職者(自営業・家族従業者、被雇用者・勤め人)と無職者(失業者、その他無職、年金等生活者等)の比率は男性では 35 対 65、女性では、14 対 86 となっています。

男女ともに、失業者とその他無職者の占める割合が、およそ 3 割となっています。

図 6: 彦根市男女別の職業別内訳の割合【平成 25 年(2013 年)～平成 29 年(2017 年)】

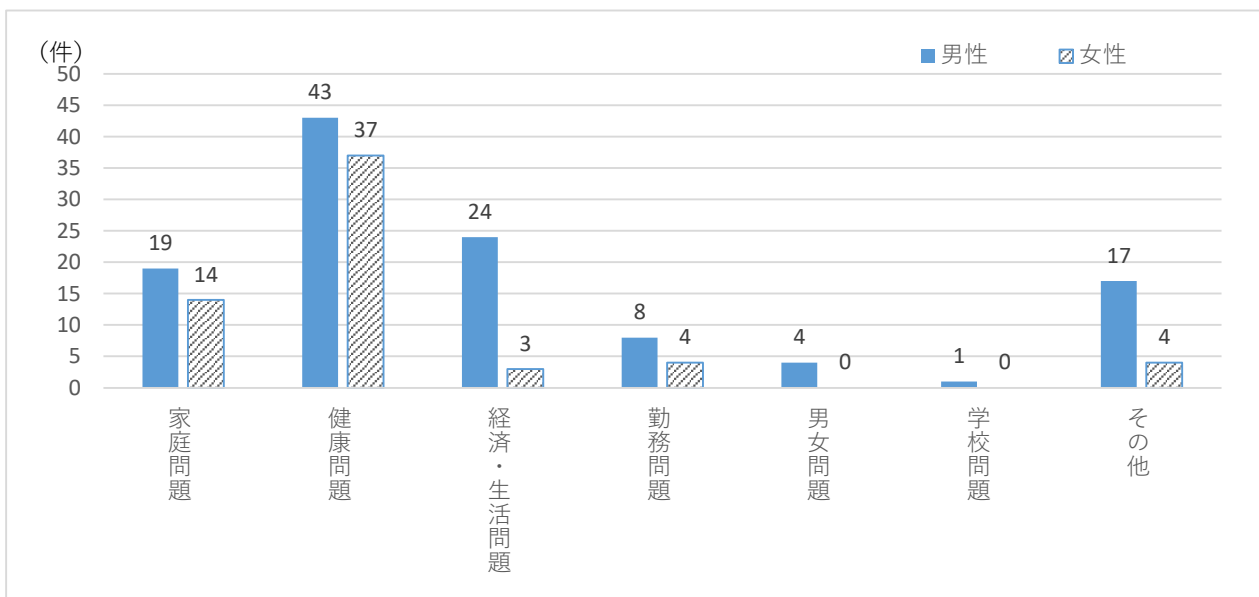


自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロフィール(2018)」より

## (7) 自殺者における男女別の自殺の原因・動機

彦根市の自殺者における自殺の原因・動機をみると、男性では健康問題、経済・生活問題、家庭問題の順で多くなっています。一方女性では、健康問題、家庭問題、勤務問題となっています。男女とも健康問題が最も多い原因・動機になっています。

図 7: 彦根市の自殺者における自殺の原因・動機【平成 25 年(2013 年)～平成 29 年(2017 年)】

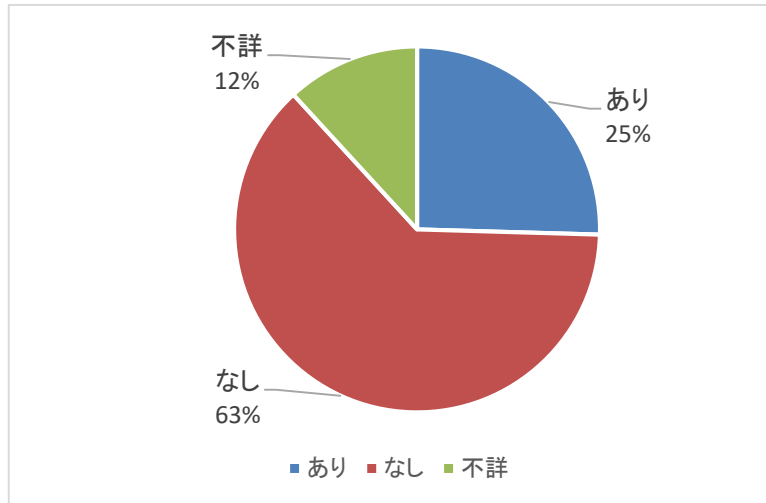


警察庁「自殺統計」より

## (8) 自殺者における自殺未遂歴の有無

彦根市では未遂歴のある人が自殺者数の 25%を占めており、自殺者の 4 人に 1 人は自殺未遂歴があります。

図 8: 彦根市自殺者における自殺未遂歴の有無【平成 25 年(2013 年)～平成 29 年(2017 年)】



自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロフィール(2018)」より

## 2 自損行為による救急搬送件数

彦根市における自損行為による救急出場件数および搬送件数は、年によって変動はありますが、およそ 40 件から 50 件あります。

図9: 彦根市における自損行為による救急搬送件数

	出場件数	搬送件数
平成 25 年(2013 年)	69	47
平成 26 年(2014 年)	67	51
平成 27 年(2015 年)	59	39
平成 28 年(2016 年)	63	48
平成 29 年(2017 年)	43	32

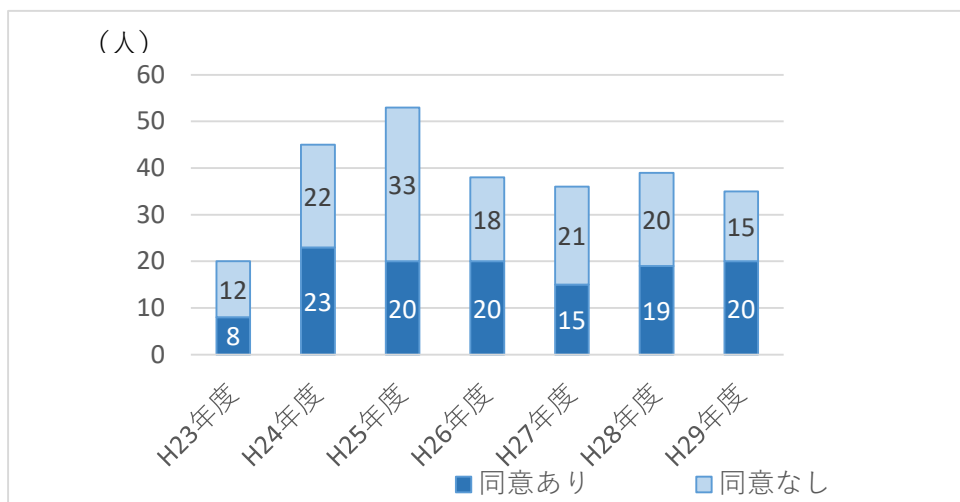
彦根市消防本部「救急統計」より

## 3 彦根市自殺未遂者相談窓口連絡票の運用件数

彦根市では、平成 23 年(2011 年)から自殺未遂者相談窓口連絡票の運用による自殺未遂者支援事業を実施しています。彦根市立病院を自傷行為で救急搬送・受診された人について、市に報告があります。同意が得られた人には、障害福祉課から電話連絡や家庭訪問等で自殺未遂に至った背景の確認等を行い、必要な相談窓口や受診等の支援につなげています。また平成 29 年(2017 年)12 月からは湖東圏内の救急告示病院でも運用が開始されています。

運用件数は、年間 40 件前後で、そのおよそ半数に同意が得られ、支援を行っています。

図 10: 彦根市自殺未遂者連絡票の運用件数

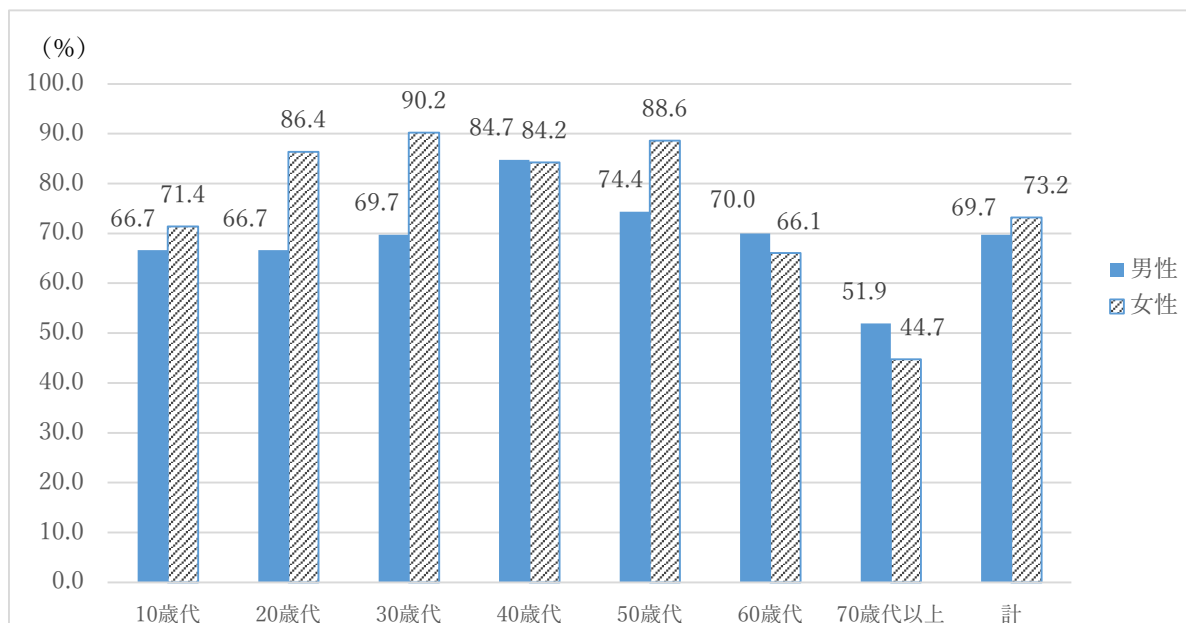


彦根市自殺未遂者対策ネットワーク会議資料より

#### 4 こころの健康に関する状況

平成 27 年度(2015 年度)の滋賀の健康・栄養マップ調査によると、「この 1 か月に不満、悩み、苦労などによるストレスなどがあったか」について、男性では 69.7%、女性では 73.2%の人が「大いにある」または「多少ある」と答えています。年代別に見ると、男性では 40 歳代、50 歳代、女性では 20 歳代から 50 歳代までが「大いにある」または「多少ある」と答えている人の割合が高くなっています。

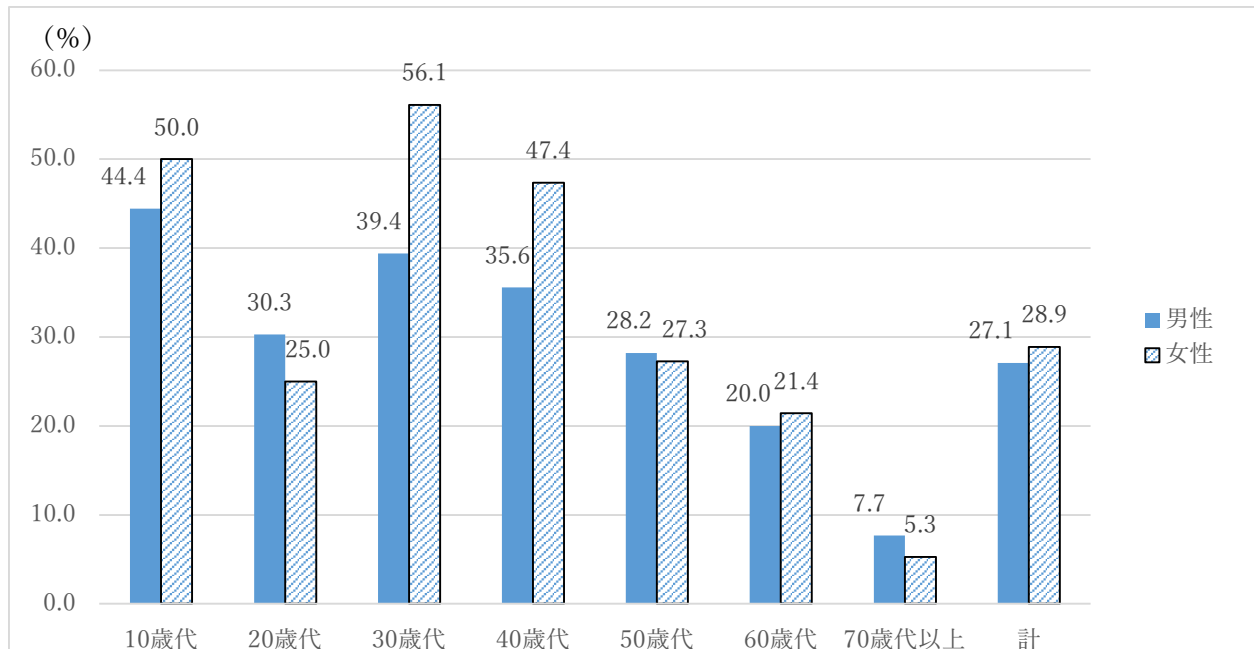
図 11: この 1 か月に不満、悩み、苦労などによるストレスなどがあった人の割合



平成 27 年度(2015 年度)の滋賀の健康・栄養マップ調査より

また、「いつもとっている睡眠で休息が十分とれているか」について、「あまりとれていない」または「全くとれていない」と答えた人は男性では 27.1%、女性では 28.9%でした。年代別に見ると、男性では 10 歳代、30 歳代、女性では 30 歳代、10 歳代、40 歳代が「あまりとれていない」または「全くとれていない」と答えている人の割合が高くなっています。

図 12:いつもとっている睡眠で休息が十分とれていない人の割合



平成 27 年度 (2015 年度) の滋賀の健康・栄養マップ調査より

## 5 対策が優先されるべき対象群

本市の自殺者数は平成 25 年 (2013 年) から平成 29 年 (2017 年) の合計 110 人 (男性 73 人、女性 37 人) (自殺統計 (自殺日・住居地)) であり、市における自殺リスクの高い集団は次のとおりです。

- ① 集団Ⅰ: 自殺者数が最も多いのは、60 歳以上の男性無職者で、同居人のいる人です。平成 25 年 (2013 年) から平成 29 年 (2017 年) の 5 年間の自殺者数は 17 人 (自殺死亡率は 43.5) で、全体の 15.5% を占めています。
- ② 集団Ⅱ: 次に自殺者数が多いのは、60 歳以上の女性無職者で、同居人のいる人です。平成 25 年 (2013 年) から平成 29 年 (2017 年) の 5 年間の自殺者数は 15 人 (自殺死亡率は 24.1) で、全体の 13.6% を占めています。
- ③ 集団Ⅲ: 次いで多いのは、40~59 歳の男性無職者で、同居人のいる人です。平成 25 年 (2013 年) から平成 29 年 (2017 年) の 5 年間の自殺者数は 13 人 (自殺死亡率は 388.8) で、全体の 11.8% を占めています。
- ④ 集団Ⅳ: 4 番目に多いのは、40~59 歳の男性有職者で、同居人のいる人です。平成 25 年 (2013 年) から平成 29 年 (2017 年) の 5 年間の自殺者数は 12 人 (自殺死亡率は 20.5) 全体の

10.9%を占めています。

⑤ 集団V:5番目に多いのは、40～59歳の女性無職者で、同居人のいる人です。平成25年(2013年)から平成29年(2017年)の5年間の自殺者数は9人(自殺死亡率は24.7)で、全体の8.2%を占めています。

図11:彦根市の自殺の特徴

地域の主な自殺の特徴

特別集計(自殺日・住居地、【平成25年(2013年)～平成29年(2017年)合計】)

上位5区分	自殺者数 5年計	割合	自殺死亡率 (10万対)	背景にある主な自殺の危機経路※
1位:男性 60歳以上 無職同居	17	15.5%	43.5	失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲れ)+身体疾患→自殺
2位:女性 60歳以上 無職同居	15	13.6%	24.1	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
3位:男性 40～59歳 無職同居	13	11.8%	388.8	失業→生活苦→借金+家族間の不和→うつ状態→自殺
4位:男性 40～59歳 有職同居	12	10.9%	20.5	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺
5位:女性 40～59歳 無職同居	9	8.2%	24.7	近隣関係の悩み+家族間の不和→うつ病→自殺

※順位は自殺者数の多さにもとづき、自殺者数が同数の場合は自殺率の高い順とした。

※自殺率の母数(人口)は平成27年(2015年)国勢調査を元に自殺総合対策推進センターにて推計した。

※「背景にある主な自殺の危機経路」は自殺実態白書2013(ライフリンク)を参考に記載されている。

## 第3章 自殺対策における取組

### 1 自殺対策における基本方針

国の「自殺総合対策大綱」を踏まえて、本市では以下の5点を自殺対策における「基本方針」とします。

#### 【基本方針】

- (1) 生きることの包括的な支援として推進
- (2) 関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開
- (3) 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動
- (4) 実践と啓発を両輪として推進
- (5) 関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進

#### (1) 生きることの包括的な支援として推進

個人においても地域においても、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因(自殺に対する保護要因)」より、失業や多重債務、生活苦等の「生きることの阻害要因(自殺のリスク要因)」が上回ったときに自殺リスクが高まるとされています。

そのため、自殺対策は「生きることの阻害要因(自殺のリスク要因)」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因(自殺に対する保護要因)」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させる方向で推進する必要があります。自殺防止や遺族支援といった狭義の自殺対策だけでなく、地域において「生きる支援」に関するあらゆる取組を総動員して、まさに「生きることの包括的な支援」として推進することが重要です。

#### (2) 関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開

自殺に追い込まれようとしている人が、地域で安心して生活を送れるようにするには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要です。また、このような包括的な取組を実施するためには、様々な分野の関係者や組織が密接に連携する必要があります。

自殺の要因となり得る生活困窮、児童虐待、性暴力被害、ひきこもり、性的マイノリティ等、関連の分野においても同様の連携の取組が展開されています。連携の効果を更に高めるため、そうした様々な分野の生きる支援にあたる関係者がそれぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識を共有することが重要です。

特に、地域共生社会の実現に向けた取組や生活困窮者自立支援制度等との連携を推進することや、医療、保健、福祉等の各施策の連動性を高めて、誰もが適切な保健医療福祉サービスを受けられるようにすることが重要です。

### **(3)対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動**

自殺対策は、自殺のリスクを抱えた個人等に支援を行う「対人支援のレベル」、支援者や関係機関同士の連携を深めていくことで、支援の網からこぼれる人を生まないようにする「地域連携のレベル」、さらには支援制度の整備等を通じて、自殺に追い込むことのない地域社会の構築を図る「社会制度のレベル」という、3つのレベルに分けることができます。それぞれのレベルにおける取組を強力に、かつ総合的に推進することが重要です。

また、時系列的な対応としては、自殺の危険性が低い段階における啓発等の「事前対応」と、現に起こりつつある自殺発生の危険に介入する「危機対応」、それに自殺や自殺未遂が生じてしまった場合等における「事後対応」の3つの段階が挙げられ、それぞれの段階において施策を講じる必要があります。

さらに、「自殺の事前対応のさらに前段階での取組」として、学校では今後、児童生徒等を対象に、いわゆる「SOSの出し方に関する教育」を推進することも重要とされています。

### **(4)実践と啓発を両輪として推進**

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景は周囲の人には理解されにくいのが実情です。そのため、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、地域全体の共通認識となるように積極的に普及啓発を行うことが重要です。

あらゆる市民が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づき、精神科医等の専門家につなぐとともに、そうした専門家と協力しながら見守っていけるよう、広報活動、教育活動等に取り組んでいくことが必要です。

### **(5)関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進**

自殺対策を通じて「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、本市だけでなく、国や県、他の市町村、関係団体、民間団体、企業、そして市民一人ひとりが連携・協働し、一体となって自殺対策を推進していく必要があります。そのため、それぞれが果たすべき役割を明確にするとともに、その情報を共有したうえで、相互の連携・協働の仕組みを構築することが重要です。

自殺対策を通じて「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を目指すには、この地域で暮らす私たち一人ひとりが一丸となって、それぞれができる取組を進めていくことが重要です。



## 2 施策の体系

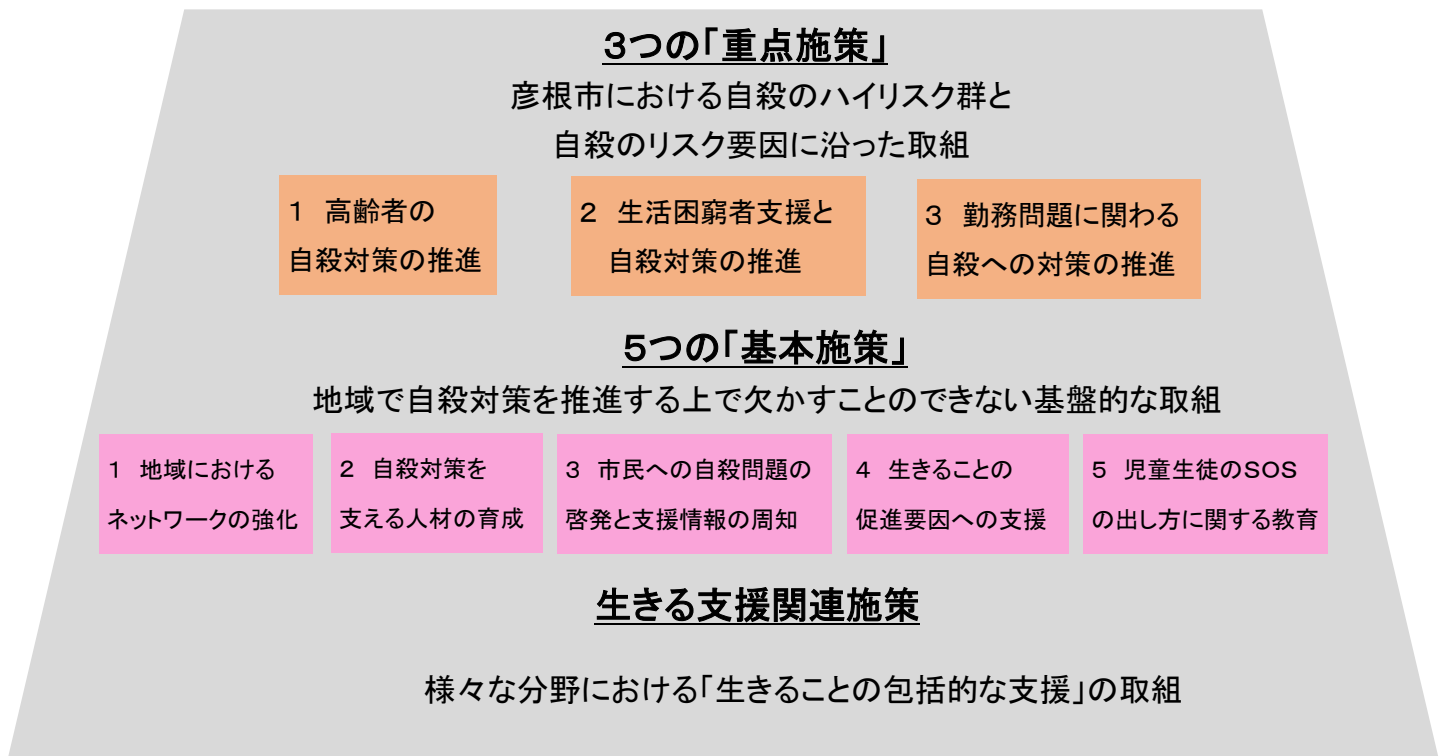
本市の自殺対策計画の施策体制は、国が定める「地域自殺対策政策パッケージ」において、全市町村が共通して取り組むべきとされる「基本施策」と、本市の自殺の実態を踏まえた「重点施策」で構成します。

「基本施策」は、「地域におけるネットワークの強化」や「自殺対策を支える人材の育成」等、地域で自殺対策を推進していく基盤となる取組です。そのため「事前対応」「危機対応」「事後対応」「事前対応の更に前段階での取組」のすべての段階におよび、分野的にも「実践」と「啓発」の両方を網羅した、幅広い内容となっています。

一方で「重点施策」は、本市における自殺のハイリスク層である高齢者と、自殺のリスク要因である生活困窮や勤務問題に焦点を絞り、取組をまとめています。行政の縦割りの壁を越えた様々な施策を結集させ、一体的かつ包括的な施策とします。

なお、市の事業だけでなく、様々な関係機関、地域の民間団体とも連携することで、本市の自殺対策を「生きることの包括的な支援」として、地域全体で推進していきます。

図：彦根市における自殺対策と関連の「生きる支援」施策の体系



### 3 5つの基本施策

5つの基本施策とは、地域で自殺対策を推進するうえで欠かすことのできない取組、すなわち「地域におけるネットワークの強化」「自殺対策を支える人材の育成」「市民への自殺問題の啓発と支援情報の周知」「生きることへの促進要因への支援」「児童生徒のSOSの出し方に関する教育」です。

これらの各施策を連動させつつ、総合的に推進することで本市の自殺対策の基盤を強化します。

#### 【基本施策1】地域におけるネットワークの強化

自殺対策の推進にあたって基盤となるのが、地域におけるネットワークです。これには、自殺対策に特化したネットワークの強化だけでなく、他の目的で地域に展開されているネットワーク等と自殺対策との連携の強化も含まれます。

##### (1) 地域における連携・ネットワークの強化

事業・取組	事業・取組概要	自殺対策の視点	主な取組主体
彦根市いのち支える自殺対策推進会議	彦根市総合計画に基づく支えあい社会の推進に関する施策のうち、自殺対策に関する事項について調査・審議するため、関係機関、民間団体等で構成する彦根市いのち支える自殺対策推進会議を開催します。	推進会議を設置することにより、計画を総合的、効果的に実施することができる。	障害福祉課
我が事・丸ごとの地域づくり推進事業	「福祉まるごと連携」の推進に向け、複合的な課題を抱える個人・世帯の困りごとや相談を受け止め、多職種・多機関連携のネットワークにより、課題の解決を図っていくための体制や仕組み作りに取り組みます。	相談対応や課題の解決に向けたネットワークや仕組みを構築することで、自殺対策を含む様々な課題に対応できる。	社会福祉課 彦根市社会福祉協議会

##### (2) 庁内における連携・ネットワークの強化

事業・取組	事業・取組概要	自殺対策の視点	主な取組主体
彦根市自殺対策推進庁内会議	彦根市における自殺対策を効果的に実施するため、庁内関係者が自殺対策についての情報を共有し、連携した取組を行う彦根市自殺対策推進庁内会議を開催します。	庁内会議を設置することにより、全庁的にかつ効果的に自殺対策を実施することができる。	障害福祉課

### (3) 特定の問題に関する連携・ネットワークの強化

事業・取組	事業・取組概要	自殺対策の視点	主な取組主体
彦根市子ども・若者支援地域協議会の設置・運営	子ども・若者に対して、様々な関係機関・団体が効果的かつ円滑および包括的な支援を図るため、「彦根市子ども・若者支援地域協議会」を開催し、情報交換、連絡調整、体制の整備の協議、調査・研究および広報・啓発を行います。	会議の中で、青少年の自殺リスクや対策について情報提供を行うことにより、現状と取組の理解を得る機会になる。	子ども・若者課
児童虐待防止対策事業	児童虐待の早期発見や養育者への支援が効果的、連続的、統合的に行われるよう、彦根市要保護児童対策地域協議会が中心になって児童虐待防止対策の取組を進めます。	虐待や不適切な養育環境など問題を抱える家庭を支援する中で自殺のリスクに気づき、必要な支援につなぐことで、自殺リスクを軽減できる。	子育て支援課
湖東地域障害者自立支援協議会	障害のある人が安心して暮らせるよう、医療・保健・福祉・教育および就労に関係する機関とのネットワーク構築や、関係機関との連携を図ります。	医療や福祉等の関係機関で構成されるネットワークは自殺対策を展開するうえでも基盤となり得る。	障害福祉課

#### 【目標値】

主な施策分野	指標の内容	現状値 (平成 29 年度) (2017 年度)	目標値 (平成 35 年度) (2023 年度)
【基本施策1】 地域におけるネットワークの強化	彦根市いのち支える自殺対策推進会議開催回数	—	年 1 回以上

## 【基本施策2】 自殺対策を支える人材の育成

地域におけるネットワークはそれを担う人材がいて初めて機能します。そのため、自殺対策を支える人材育成は、対策を推進するうえでの基礎となる重要な取組です。様々な専門家や関係者だけでなく、身近な地域で支え手となる市民に対しても、研修等を開催することで、地域ネットワークの担い手・支え手となる人材を幅広く育成します。

### (1) 市民を対象とした研修による人材育成

事業・取組	事業・取組概要	自殺対策の視点	主な取組主体
ゲートキーパーの養成	ゲートキーパーとは、様々な問題を抱え、自殺を考えている人の存在に気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援や相談へとつなぎ見守る役割を担います。そのゲートキーパーを養成するための出前講座を市民向けに開催し、地域における対策の支え手を育成することで、見守り	地域で活動する人がゲートキーパーの役割を担うことで、自殺の危険を示すサインに気づき、必要な支援につなぐことができる。	障害福祉課
健康推進員養成講座	体制の強化を図ります。 また、日常的に地域住民に対する見守り活動等に尽力している民生委員児童委員、健康推進員、認知症サポーター、ボランティア等に対する養成講座も行います。		健康推進課
見守り合い活動出前講座 ボランティア講座			彦根市社会福祉協議会

### (2) 様々な職種を対象とする研修

事業・取組	事業・取組概要	自殺対策の視点	主な取組主体
市職員向けのゲートキーパー研修	自殺のリスクを抱えた市民を早期に発見し、支援につなぐ役割を担える人材を育成するために、自殺対策推進庁内会議や生活困窮者相談推進委員会等の機会を活用し、市職員を対象として自殺対策に関する研修を行います。	市職員がゲートキーパーの役割を担うことで、自殺の危険を示すサインに気づき、必要な支援につなぐことができる。	障害福祉課 社会福祉課 他

事業・取組	事業・取組概要	自殺対策の視点	主な取組主体
地域包括支援センター（介護支援専門員）向けのゲートキーパー研修	自殺のリスクを抱えた市民を早期に発見し、支援につなぐ役割を担える人材を育成するために、会議や研修などの機会を活用し、ゲートキーパー養成研修を行います。	地域包括支援センター職員等がゲートキーパーの役割を担うことで、自殺の危険を示すサインに気づき、必要な支援につなぐことができる。	障害福祉課 他
相談機関交流会	多職種・多機関連携の推進と相談におけるスキルアップを図るとともに、自殺のリスクを発見し、支援につなげる役割が担えるよう研修を行います。	福祉関係職員が、ゲートキーパーの役割を担うことで、自殺の危険を示すサインに気づき、必要な支援につなぐことができる。	彦根市社会福祉協議会

### (3) 学校教育に関わる人への研修

事業・取組	事業・取組概要	自殺対策の視点	主な取組主体
小中学校人権教育推進事業	教職員および各校園内において人権研修を実施するとともに、人権教育研究その他の活動を通じ、市内幼稚園・認定こども園および小中学校における人権教育の推進を図ります。	教職員および各校園内において人権研修を実施する際、ゲートキーパー養成の内容を入れることで、自殺の危険を示すサインに気づき、必要な支援につなぐことができる。	人権教育課

事業・取組	事業・取組概要	自殺対策の視点	主な取組主体
生徒指導総合推進事業	生徒指導関係の各連絡協議会に参加し、市内で研修会や協議会を実施し、各校の生徒指導の充実を図ります。いじめ指導者研修会は、文部科学省が全国ブロック毎に開催しています。	生徒指導関係者の研修会を実施する際、ゲートキーパー養成の内容を入れることで、自殺の危険を示すサインに気づき、必要な支援につなぐことができる。	学校教育課

【目標値】

主な施策分野	指標の内容	現状値 (平成 29 年度) (2017 年度)	目標値 (平成 35 年度) (2023 年度)
【基本施策2】 自殺対策を支える人材の育成	ゲートキーパー研修開催回数	市民 1 回 様々な職種 2 回	市民 3 回 様々な職種 5 回

### 【基本施策 3】市民への自殺問題の啓発と支援情報の周知

地域のネットワークを強化し、相談体制を整えても、市民が相談機関や相談窓口の存在を知らなければ、それらの制度は活用されません。そこで市民との様々な接点を活かして相談機関等に関する情報を提供するとともに、市民が自殺対策について理解を深める機会を増やします。特に、国の定める3月の自殺対策強化月間や9月の自殺予防週間においては、地域の広報媒体や図書館等施設と連携し、地域全体への啓発や相談先情報の周知を図ります。また、心身の健康づくりについての情報提供を行い、ストレスの回避、解決能力の向上を図ります。

#### (1) リーフレット・啓発グッズの作成と周知

事業・取組	事業・取組概要	自殺対策の視点	主な取組主体
自殺予防に関する啓発	3月の自殺対策強化月間や9月の自殺予防週間の周知のため、市の各施設や支所出張所等にのぼり旗等の掲示や啓発資材の設置を行います。また滋賀県とタイアップして街頭啓発を行います。 こころの健康や自殺対策に関するリーフレットを企業訪問や薬局等に配布し、啓発を行います。	自殺予防に関する情報提供や相談窓口等の周知を行い、自殺予防を図る。	障害福祉課 健康推進課
様々な相談先の情報周知	庁内の各種相談窓口や様々なイベント開催時に、こころや体の不調、労働、生活等における様々な悩みの相談窓口を掲載したリーフレットを配布し、市民に広く情報周知を図ります。	自殺に関する相談窓口の周知を行い、相談につなげ、自殺予防を図る。	障害福祉課
こころの健康づくりの啓発	3月の自殺対策強化月間や9月の自殺予防週間にあわせて、図書館に特設コーナーを設けて関連資料等の展示や啓発資材の設置を行います。	自殺予防に関する情報提供や相談窓口等の周知、こころの健康づくりの啓発等を行い、自殺予防を図る。	健康推進課
見守り合いハンドブック・相談機関一覧の作成および啓発・周知	地域における見守り活動を進めるにあたってのポイントや困りごとのある人の相談機関一覧を作成し、啓発および周知を行います。	自殺予防に関する情報提供や相談窓口等の周知を行い、自殺予防を図る。	彦根市社会福祉協議会



## (2) 市民向けの講演会・イベント等の開催

事業・取組	事業・取組概要	自殺対策の視点	主な取組主体
各種研修会、イベント等	各種イベント時にこころの健康や自殺に関する正しい知識の普及啓発を行います。	様々な研修や講演会等を通じて自殺問題に対する市民の理解と啓発を図る。	障害福祉課 健康推進課 彦根市社会福祉協議会 他
「ひこね元気計画21(第3次)」推進事業	地域からの要請によるこころの健康づくりに関する健康教室を行い、こころの健康や自殺に関する正しい知識の普及啓発を行います。	市民のこころの健康や自殺に関する理解の促進を図る。	健康推進課

## (3) メディアを活用した啓発活動

事業・取組	事業・取組概要	自殺対策の視点	主な取組主体
自殺予防・こころの健康づくりに関する啓発	広報ひこねに、3月の自殺強化対策月間や9月の自殺予防週間にあわせて、自殺対策・こころの健康づくり関連の情報を掲載することにより、市民への施策の周知と理解の促進を図ります。	市民への自殺対策の周知・こころの健康づくりの理解の促進と啓発を図る。	障害福祉課 健康推進課
自殺予防・こころの健康づくりに関する啓発	エフエムひこねコミュニティ放送を活用して、自殺予防・こころの健康づくり啓発を行います。	自殺予防に関する情報提供や相談窓口等の周知、こころの健康づくりの啓発を行い、自殺予防を図る。	障害福祉課 健康推進課
自殺予防・こころの健康づくりに関する啓発	自殺関連の情報やこころの健康づくりの正しい知識の普及のため、彦根市ホームページを適宜更新します。	自殺予防やこころの健康づくりに関する情報提供や相談窓口等の周知を行い、自殺予防を図る。	障害福祉課 健康推進課



【目標値】

主な施策分野	指標の内容	現状値 (平成 29 年度) (2017 年度)	目標値 (平成 35 年度) (2023 年度)
【基本施策 3】 市民への自殺問題 の啓発と支援情報 の周知	睡眠による休養を十分とれてい ない人の割合の減少(※滋賀の 健康・栄養マップ調査(平成 27 年度(2015 年度))	男性 27.1% 女性 28.9%	男性 23%以下 女性 24%以下

## 【基本施策 4】生きることの促進要因への支援

「生きることの促進要因」よりも「生きることの阻害要因」が上回ったとき、自殺に追い込まれる危険性が高まります。そのため、「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行うことで、自殺リスクを低下させる必要があります。そのため、様々な分野において「生きることの促進要因」の強化につながる様々な取組を推進していきます。

### (1) 自殺のリスクを抱える人への支援

事業・取組	事業・取組概要	自殺対策の視点	主な取組主体
自殺に関する相談	自殺のリスクを抱える人や家族、周囲の人または庁内関係課や関係機関からの相談を受け、必要に応じて相談窓口や精神科医療機関の紹介、関係機関への情報提供や連携等の対応を行います。	自殺に関する相談を受け、必要な支援につなげることで、自殺のリスクの軽減につながる。	障害福祉課
不登校対策事業	不登校など、様々な問題を抱える児童生徒およびその家族に対して、専門的な知識・経験を有する「スクールカウンセラー」「スクールソーシャルワーカー」を市内各小中学校に派遣し、相談の実施、関係機関との連携を図る等の対応を行います。	様々な問題を抱える児童生徒や保護者は、自殺リスクを抱えている可能性があり、スクールソーシャルワーカーによる関係機関と連携した支援は自殺リスクの軽減にもつながる。	学校教育課
ともづなカウンセリング事業	不登校をはじめとする様々な学校不適応の未然防止と早期対応のため、「訪問教育相談員」を市内各幼小中学校園に配置したり、「ともづな教育相談」を実施して、幼児児童生徒や保護者に対してきめ細かな相談援助にあたります。	不登校の子どもやその家族は様々な問題や自殺リスクを抱えている可能性もあり、訪問教育相談員等と連携することで、きめ細かな相談援助にあたることができる。	教育研究所

事業・取組	事業・取組概要	自殺対策の視点	主な取組主体
悩みの相談活動事業	18才未満の児童生徒やその保護者から、学校生活の悩みや子育ての不安等について電話相談に応じます。	学校以外の場で相談できる場を提供することで、気軽に相談でき、問題の解決を図れる。	教育研究所
彦根市子ども・若者総合相談センター運営事業 子供の未来応援地域ネットワーク形成支援事業	生きづらさのある子ども・若者(概ね39歳まで)に対して「子ども・若者総合相談センター」で、その相談に応じ、関係機関の紹介や必要な情報の提供および助言を行います。さらに、「子供の貧困対策」に関わるコーディネーター(子ども応援コーディネーター)を配置し、総合的な相談や、支援のコーディネート、関係機関との連絡調整、関連情報の提供等を行います。	相談を受ける中で、自殺リスクのある人に気づき、必要な支援、相談窓口につなぐことができる。	子ども・若者課
発達についての相談	発達に関して心配のある子どもとご家族の相談を受けます。また、発達障がいのある人やその心配をされている人、またはそのご家族の相談を受け、関係機関と連携を図り、必要な支援を一緒に考えます。	発達に関して専門家が相談に応じることで、本人・家族の不安や心配事の軽減につながる。	発達支援センター
民生委員・児童委員活動	民生委員・児童委員による地域の相談活動や見守り活動を通じて、一人暮らしの不安、介護についての困りごと、子育て上の不安等様々な問題を抱えた対象者の早期発見と対応に努めます。	地域で困難を抱えている人に気づき、適切な相談機関につなげることができる。	社会福祉課

事業・取組	事業・取組概要	自殺対策の視点	主な取組主体
配偶者暴力相談事業	配偶者や同居人、恋人等の親密な関係の相手からの暴力に関する相談や支援、適切な機関へつなぐ等の対応を行います。	配偶者等からの暴力を受けるという経験は自殺のリスクとなるため、相談を実施し、安全の確保を図り、各種機関につなげることで、自殺のリスクを軽減する。	子育て支援課
消費生活推進事業	消費生活上の悩み、問題を抱える人に対して、専門の知識をもった消費生活相談員が相談を実施し、消費者保護に関する総合的な施策を行うとともに、必要な場合は適切な機関へつなぐ対応を行います。	消費生活に関する相談をきっかけに、抱えている問題を把握・対応することで、自殺リスクの軽減が図れる。	生活環境課
男女共同参画の推進に関する相談業務	市民が抱える男女共同参画に関わる様々な悩み相談に対応します。	相談を受ける中で、自殺リスクを抱える人に気づき、適切な相談支援につなぐことができる。	企画課
障害者基幹相談支援センター	精神障害を含む障害福祉に関する問題や障害者虐待について、相談に応じ、必要な支援、関係機関との連絡調整、その他の障害者等の権利擁護のために必要な相談支援を行います。	障害者やその家族の相談窓口となるので、抱えている問題や自殺リスクに気づき、適切な相談支援につなげる。	障害福祉課

事業・取組	事業・取組概要	自殺対策の視点	主な取組主体
障害者福祉推進員	障害者(精神障害者を含む)やその家族からの相談に応じるとともに、障害者の自立と社会参加についての市民の理解の促進等、障害者の福祉の向上を促すための支援を行います。	障害のある人やその家族の相談を受ける中で、自殺のリスクのある人に気づき、必要な相談支援つなぐことができる。	障害福祉課
メンタルカウンセリング業務	健康相談やメンタルカウンセリング等の機会を通じて、職員の心身面における健康の維持増進を図ります。	自殺対策および生きる包括的な支援を行う職員のメンタル面をサポートする。	人事課
学校保健管理事業	学校保健安全法に基づく健康診断、各種検診等を実施するとともに、養護教諭の専門性を高めるためのヘルスカウンセリング研修会を開催する等、児童、生徒ならびに教職員の健康増進を図ります。	児童、生徒や教職員の心身の健康面をサポートすることで、必要な支援につなぐことができる。	保健体育課
心配ごと相談	あらゆる悩みや困り事の相談を受け、関係機関と連携を図り、必要な支援につなぎます。また、法律相談が必要な場合は無料法律相談につなぎ、より専門的な相談支援を行います。	自殺のリスクとなる様々な問題についての相談の機会を通じて、支援につなげることで、自殺対策につながる。	彦根市社会福祉協議会
なんでも相談会	高齢者や障害者、およびその家族等が抱える様々な困りごとについて、専門職が総合的に相談を受け、支援につなぐことで自殺リスクの軽減を図ります。	自殺のリスクとなる様々な問題についての相談の機会を通じて、支援につなげることで、自殺対策につながる。	彦根市社会福祉協議会

事業・取組	事業・取組概要	自殺対策の視点	主な取組主体
地域における見守り合い活動	自治会等における集いの場や訪問活動等を通して、体調の異変や心配事の把握に気づき、関係者で共有する「見守り合い活動」を行い、早期に適切な相談や支援へとつなぎます。	自殺のリスクとなる問題に気づき、適切な相談や支援につなげる。	彦根市社会福祉協議会

## (2) 居場所づくり

事業・取組	事業・取組概要	自殺対策の視点	主な取組主体
若者サロン運営事業(通信サロン)等	生きづらさを抱えた若者に寄り添う居場所(サロン)を開設し、地域の中で、子ども・若者が社会への一歩を踏み出す場所となる居場所づくりを行います。	生きづらさを抱えた若者たちに寄り添う居場所(悩みを抱えた若者を把握する、関係職員にゲートキーパーの役割を担ってもらえる)	子ども・若者課
子ども・若者を応援するひとづくり・地域づくり事業	子どもの貧困等社会生活を営む上で困難を抱える子ども・若者を応援する市民や NPO 等の活動等(子ども食堂や学べる場などの地域活動等)について、地域資源の掘り起こしおよび新たな地域資源の形成を図っていくため、人材育成から継続的な活動支援までトータルサポートし、その体制(子ども食堂を支えるフードバンク事業の体制整備含む。)を構築する業務を彦根市社会福祉協議会に委託し実施します。	子どもが安心して気軽に立ち寄りことのできる地域の身近な居場所(悩みを抱えた子どもを把握する、関係職員にゲートキーパーの役割を担ってもらえる)	子ども・若者課

事業・取組	事業・取組概要	自殺対策の視点	主な取組主体
彦根市『いい場所づくり』事業補助金	子どもが食事や学びを共にすることでふれあいや地域との交流を図れる場、課題を抱え地域とのつながりが閉ざされている子どもが立ち寄れる場など、子どもが安心して気軽に立ち寄ることのできる地域の身近な居場所(学べる場等)を定期的開催する事業へ彦根市と社会福祉協議会が協働で補助します。	子どもが安心して気軽に立ち寄ることのできる地域の身近な居場所(悩みを抱えた子どもを把握する、関係職員にゲートキーパーの役割を担ってもらえる)	子ども・若者課
ふれあいの館管理運営事業 子どもセンター管理運営事業 東山児童館運営事業	児童の健全育成を図るため、児童の遊びや学びを指導する者を配置し、各種の行事や事業を開催する。また、地域における子育て支援の充実を図るため、地域子育て支援拠点(きらきらひろば、チャチャチャひろば)や子育てひろばを開設し、家庭での保育を支援します。	子どもや親の居場所(悩みを抱えた親を把握する、関係職員にゲートキーパーの役割を担ってもらえる)	子ども・若者課
地域福祉ふれあい事業	住民相互の交流による孤立の防止や誰もが気軽に集える居場所づくりなどを目的とした事業を行います。(社会福祉協議会への補助および委託により実施)	孤立を防ぐことで、自殺のリスクを軽減できる。	社会福祉課

(3) 妊産婦・子育てをしている保護者への支援の充実

事業・取組	事業・取組概要	自殺対策の視点	主な取組主体
ひとり親家庭自立支援事業	ひとり親家庭を支援するための相談、情報提供、支援を実施します。	ひとり親家庭等を支援(自立に向けた支援を行う中で子どもやその家庭が抱える問題を把握する機会となる。)	子育て支援課
家庭児童相談室運営事業	子どものことをはじめとする家庭内の悩み(育児不安、児童虐待など)について、窓口や専門電話での相談を受けるほか、必要に応じて訪問活動をするなどの支援を行います。	子育て等家庭内の悩みについての相談を受ける中で、自殺リスクのある人に気づき、必要な相談支援につなげる。	子育て支援課
子育て世代包括支援センター	妊娠期から子育て期にわたり支援が必要な妊産婦およびその家族に対し、地区担当保健師が継続的に関わり、必要な支援、関係機関との連携を行います。	妊婦と関わる中で、自殺のリスクとなる問題があれば、関係機関につなげる等、自殺対策をふまえた対応ができる。	健康推進課
乳児家庭全戸訪問事業	全戸訪問により、育児状況や生活状況を確認し、支援が必要な家庭を把握し、支援が必要な家庭については地区担当保健師と連携し、支援を行います。	民生委員による訪問の実施により、問題を抱えながらも支援につながっていない家庭を把握し、支援先につなげるなどアウトリーチの機会になる。情報提供や必要な支援につなげる。	健康推進課



事業・取組	事業・取組概要	自殺対策の視点	主な取組主体
<p>新生児・ハイリスク訪問</p>	<p>新生児や産科医療機関からハイリスク連絡があった母子に対し、助産師または地区担当保健師が訪問し、支援を行います。訪問時に「エジンバラ産後うつ病質問票」を実施し、産後うつ等で支援が必要な場合、専門医療機関へつないだり、継続的な支援を行います。</p>	<p>産後うつ等、乳幼児を抱えた母親の抱えがちな自殺リスクに気づき、関係機関につなげるなど、自殺対策を踏まえた対応の強化が図れる。</p>	<p>健康推進課</p>
<p>産後ケア事業</p>	<p>育児不安が大きい産後 6 か月未満の母が、産科の医療機関で休息と必要な支援を受けることで、育児負担の軽減と必要な場合は精神科、心療内科等につなぐことで自殺のリスクの軽減を図ります。</p>	<p>産後の身体的回復や育児に不安がある人等、放っておくと自殺のリスクの高まる危険性がある人に対して、必要な支援を行う。</p>	<p>健康推進課</p>
<p>親子グループミーティング事業 ぴよぴよサロン</p>	<p>親子グループミーティング事業やぴよぴよサロンを実施し、保護者の育児力をつけるとともに、保護者間の交流を図ることで、育児への孤立感を解消し、安心して子育てができるよう支援します。</p>	<p>親同士のつながりを促進することで、孤立や育児不安を解消し、自殺のリスクを軽減することができる。</p>	<p>健康推進課</p>
<p>ファミリー・サポートセンター運営事業</p>	<p>1市4町の委託事業として、NPO 保育サービスドリームが提供会員と依頼会員によるファミリーサポートセンターにおいて、育児援助にかかる相互の調整や、講習会や交流事業、広報誌の発行を行います。</p>	<p>会員を対象にゲートキーパー研修を行うことで、自殺のリスクのある人に気づき、必要な支援につなぐ役割を担える。</p>	<p>子ども・若者課</p>

事業・取組	事業・取組概要	自殺対策の視点	主な取組主体
地域子育て支援拠点事業	<p>地域における子育て支援の充実を図るため、地域子育て支援拠点を開設し、子育て相談や子育て講座などを実施して家庭での保育を支援します。</p> <p>きらきらひろば(子どもセンター)、まんまるひろば(ビバシティ彦根)、チャチャひろば(東山児童館)の3か所があります。</p>	<p>子育て中の親の不安を軽減することで、自殺のリスクを軽減することができる。</p>	<p>子ども・若者課</p>
<p>さくらひろば 子育てサポーターの養成 相談支援・情報提供</p>	<p>子ども・若者課に専任職員(保育士等)を配置し、育児不安の解消を図るための相談窓口の開設や子育てひろば(さくらひろば・毎週水曜日の午前中)を開催するとともに、子育て情報の把握と提供(子育てガイドブックの発行・彦根市ホームページ等での情報提供)、子育てサポーターの養成等を行います。</p>	<p>子育て中の親の不安を軽減することで、自殺のリスクを軽減することができる。</p>	<p>子ども・若者課</p>
<p>すくすく・のびのび教室 わいわいひろば</p>	<p>地区公民館等において、子育ての学習機会や地域で親同士が交流する機会を提供し、ともに学び合うことで、子育て中の親子の孤立化を予防するなどの支援を行います。</p>	<p>子育て中の親子の孤立化を予防することで、自殺のリスクを軽減できる。</p>	<p>子ども・若者課</p>
<p>ベビー&amp;キッズ用品、学用品のリユース事業</p>	<p>子供服や育児用品、学用品等のリユースの場を設け、必要としている人へ届く仕組みづくりを進めます。</p>	<p>リユースを通して、子育てに必要なものが届くとともに、親子同士のつながりの場となる。</p>	<p>彦根市社会福祉協議会</p>

(4) 自殺未遂者への支援

事業・取組	事業・取組概要	自殺対策の視点	主な取組主体
自殺未遂者対策ネットワーク会議	自殺予防につながる地域の連携、支援体制の構築について、関係機関と協議し、ネットワークづくりを行います。	自殺未遂者が再企図をおこさないよう、支援する仕組み・ネットワークづくりを行う。	障害福祉課
自殺未遂者支援事業	自殺未遂者の再企図を防止するため、様々な困難や苦痛を抱えた自殺未遂者に対し、地域での相談窓口の紹介や各関係機関が連携して必要な支援を行います。 湖東圏域における自殺未遂者支援事業により、自傷行為で救急告知病院に救急搬送、受診された人について、看護師や医療ソーシャルワーカーが、地域における相談窓口として障害福祉課を紹介し、同意が得られた人に障害福祉課の保健師が相談に応じます。また、必要に応じて精神科医療機関や適切な相談窓口につながります。	自殺未遂者が再企図をおこさないよう、相談や支援につなぐ。	障害福祉課
こころの相談支援事業	うつ状態に陥っている人や自殺未遂者、自殺する危険性が高い人およびその家族、自死遺族などからの相談に応じ、必要な情報の提供、医療機関受診のために必要な援助を行います。(地域生活支援センターまなに委託して実施)	自殺のリスクの高い人の身近な地域の相談窓口となる。	障害福祉課

(5) 遺された人への支援

事業・取組	事業・取組概要	自殺対策の視点	主な取組主体
自死遺族の相談先の周知、情報提供	自死遺族の会「凧の会おうみ」やその活動である「わかちあいの会」についての情報や各種相談先の情報等、自殺対策の関連情報をホームページや広報に掲載することで、自死遺族への情報周知に努めます。	自死遺族が相談しやすいように、広く相談機関の情報提供をする。	障害福祉課

【目標値】

主な施策分野	指標の内容	現状値 (平成 29 年度) (2017 年度)	目標値 (平成 35 年度) (2023 年度)
【基本施策 4】 生きることの促進要因への支援	この 1 か月に不満、悩みなどによるストレスがあったと感じている人の割合『※滋賀の健康・栄養マップ調査【平成 27 年度(2015 年)】』	男性 69.7% 女性 73.2%	男性 60%以下 女性 63%以下

## 【基本施策 5】児童生徒の SOS の出し方に関する教育

自殺の背景にあるとされる様々な問題に直面した際、それらへの対処方法や支援先に関する情報を早い時期から身に付けておくことが重要です。そこで、地域の関係者等と連携しつつ、児童・生徒が社会において直面する様々な困難やストレスへの対処方法を身に付けるための教育(児童生徒の SOS の出し方に関する教育)の実施に向けた環境作りを進め、将来的な自殺リスクの低減を図ります。

### (1) SOS の出し方に関する教育の実施に向けた体制の整備

事業・取組	事業・取組概要	自殺対策の視点	主な取組主体
SOS の出し方に関する教育の実施に向けた体制の整備	教職員への研修の機会を通して、若者の自殺の実態や児童生徒の実態および抱え込みがちな自殺リスク、SOSの出し方に関する教育等の情報を提供することで、教職員の理解の促進を図ります。	教職員が児童生徒の SOS の出し方に関する教育について理解するとともに、児童生徒の SOS をキャッチできるようになり、将来的な自殺リスクの低減を図ります。	学校教育課
SOS の出し方に関する教育の実施に向けた体制の整備	SOS の出し方に関する教育について、国の動向や県からの情報を踏まえつつ、彦根市での取組について、関係機関と検討していきます。	児童生徒の SOS の出し方に関する教育の実施に向けた環境作りを進め、将来的な自殺リスクの低減を図ります。	学校教育課

(2) 生徒からの SOS に対応する受け皿の整備

事業・取組	事業・取組概要	自殺対策の視点	主な取組主体
いじめ問題対策連絡協議会等運営事業	いじめ防止対策推進法第14条第1項の規定に基づき、いじめ防止等に関する施策の適切な実施および評価を行い、関係する機関および団体との連携を図るため、「彦根市いじめ問題対策連絡協議会条例」を制定している。この条例により「彦根市いじめ問題対策連絡協議会」を設置し、連絡協議会は、年間3回程度開催している。	協議会の中で、いじめ問題と自殺リスクの関係やその対応方法について情報提供することで、自殺リスクに気づき、必要な支援につなぐことができる。	学校教育課
不登校対策事業	不登校など、様々な問題を抱える児童生徒およびその家族に対して、専門的な知識・経験を有する「スクールカウンセラー」「スクールソーシャルワーカー」を市内の学校に派遣し、相談の実施、関係機関との連携を図る等の対応を行います。	様々な問題を抱える児童生徒およびその保護者は、自殺リスクを抱えている可能性がある。スクールソーシャルワーカーによる関係機関と連携した支援は、自殺リスクの軽減につながる。	学校教育課
ともづなカウンセリング事業	不登校をはじめとする様々な学校不適応の未然防止と早期対応のため、「訪問教育相談員」を市内各幼小中学校園に配置したり、「ともづな教育相談」を実施して、幼児児童生徒や保護者に対してきめ細かな相談援助にあたります。	不登校の子どもやその家族は様々な問題や自殺リスクを抱えている可能性もある。そうしたリスクに対して、訪問教育相談員やともづな教育相談等と連携することで、きめ細かな相談援助ができる。	教育研究所

事業・取組	事業・取組概要	自殺対策の視点	主な取組主体
いじめ相談ホットライン	彦根市立の小・中学校で、いじめで悩んでいる児童生徒本人や友人、保護者やいじめを目撃した人からの相談に、電話やメールで応じます。	児童生徒の SOS をキャッチし、支援につなげることで自殺のリスクの軽減が図れる。	学校教育課
悩みの相談活動事業	18才未満の児童生徒やその保護者から、学校生活の悩みや子育ての不安等について電話相談に応じます。	学校以外の場で相談できる場を提供することで、気軽に相談でき、問題の解決を図れる。	教育研究所
彦根市子ども・若者支援ガイドブックの作成	「彦根市子ども・若者支援ガイドブック」や「子どもたちの学びと育ち応援ガイドブック」を発行し、ニート・ひきこもり等社会生活が困難な子ども・若者を支援するための相談窓口や支援機関、支援施策等の情報提供を行います。	子ども・若者を支援するための相談窓口や支援機関についての情報提供ができる。	子ども・若者課
子ども見守り活動推進事業	子どもたちの安全な生活を守るため、学校、関係機関、地域関係団体等が連携し、子どもの見守り活動を行います。	見守りを行う中で子どもの SOS をキャッチし、支援につなげることができる。	保健体育課

#### 【目標値】

主な施策分野	指標の内容	現状値 (平成 29 年度) (2017 年度)	目標値 (平成 35 年度) (2023 年度)
【基本施策 5】 児童生徒の SOS の出し方に関する教育	県等が実施する教職員向けの自殺に関する研修への受講学校数	—	5 年間のうちに 全小中学校が受講



## 4 3つの重点施策

### 【重点施策1】 高齢者の自殺対策の推進

本市における過去5年間【平成25年(2013年)～平成29年(2017年)】の自殺者数110人のうち、47人が60歳以上の人によって占められています。また自殺死亡率をみると、本市の60歳代、80歳代の男性、女性ともに全国の平均値を上回っています。

高齢者は病気や死別、孤立などをきっかけに、閉じこもりや抑うつ状態になりやすく、複数の問題を抱え込み、結果的に高齢者の自殺リスクは急速に高まることがあります。そのため、自殺リスクの高い高齢者の早期発見・早期支援が必要です。

また今後、高齢化がさらに進むことで、介護に関わる悩みや問題も一層増えると考えられます。さらには、ひきこもり状態が長期化し、本人と親が高齢化し、支援につながらないまま社会から孤立してしまうというように、高齢者だけでなく、家族や世帯に絡んだ問題も増えつつあります。

そこで、高齢者支援に関する情報を高齢者本人や支援者に対して発信し、高齢者を支える家族や介護者等への支援を推進します。加えて、高齢者一人ひとりが生きがいと役割を実感することのできる地域づくりを目指して、高齢者への「生きることの包括的な支援」を推進していきます。

#### (1) 包括的な支援のための連携推進

事業・取組	事業・取組概要	自殺対策の視点	主な取組主体
地域包括支援センター運営事業	高齢者の総合相談、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント、介護予防ケアマネジメントを実施し、地域の支援体制づくりなどを行います。地域の高齢者が抱える問題や自殺リスクの高い人の情報等を把握し、関係者間での連携強化します。	地域の高齢者が抱える問題や自殺リスクの高い人の情報等を把握し、関係者間での連携を強化する。自殺対策のことも念頭に置いて高齢者向けの総合相談、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント、介護予防ケアマネジメントを実施し、地域の支援体制づくりなどを行う。	医療福祉推進課



事業・取組	事業・取組概要	自殺対策の視点	主な取組主体
生活支援体制整備事業	社会福祉協議会に委託し、中学校圏域ごとに第2層生活支援コーディネーターを配置し、地域での社会資源の把握、資源開発を高齢者を支える地域の支えあいの仕組みづくりを通じて行います。	自殺対策のことも念頭に置いて、高齢者を地域が支えあう仕組みづくりを行う。	医療福祉推進課

## (2) 地域における要介護者に対する支援

事業・取組	事業・取組概要	自殺対策の視点	主な取組主体
認知症総合支援事業	認知症になっても本人の意思が尊重され、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるために、認知症初期集中支援チームが本人やその家族に早期に関わり、早期診断とその対応に向けた支援を行います。 また、本人やその介護者の精神的な負担を軽減するために、同じ経験を持つ支援者の情報提供を行います。 さらに認知症サポーター養成講座や認知症家族の会「ほっこり」の支援を行います。	認知症の家族にかかる負担は大きく、介護の中で自殺リスクが高まる危険がある。本人および家族への支援をすることで、自殺リスクの軽減が図れる。	医療福祉推進課
介護予防・生活支援サービス事業	要支援者などを対象に、介護予防を目的として、日常生活上の支援や機能訓練、閉じこもり予防等の通所および訪問の介護予防サービスを提供します。	要介護状態になった人は、今後の生活の不安や孤立を感じていると思われる。介護予防サービスを提供することで、不安を軽減、孤立の防止となり、自殺のリスクの軽減が図れる。	医療福祉推進課

事業・取組	事業・取組概要	自殺対策の視点	主な取組主体
なんでも相談会	高齢者や障害者、およびその家族等が抱える様々な困りごとについて、専門職が総合的に相談を受け、支援につなぐことで自殺リスクの軽減を図ります。	自殺のリスクとなる様々な問題についての相談の機会を通じて、支援につなげることで、自殺対策につながる。	彦根市社会福祉協議会

### (3) 高齢者の健康不安に対する支援

事業・取組	事業・取組概要	自殺対策の視点	主な取組主体
一般介護予防事業	介護予防普及啓発のための地域に出向いて、うつ予防や閉じこもり予防等について出前講座を実施し、啓発を図ります。	自殺の要因の一つであるうつや閉じこもりについて、出前講座の中で啓発することで、自殺リスクの軽減が図れる。	医療福祉推進課

### (4) 社会参加の促進支援と孤独・孤立の予防

事業・取組	事業・取組概要	自殺対策の視点	主な取組主体
一般介護予防事業	各種介護予防事業を通して、参加者同士の交流等、高齢者の生活機能の向上に向けた各種活動を実施し、高齢者が地域で元気に生活できるように支援します。	高齢者の孤立の防止、居場所づくりを通じて、自殺リスクの軽減が図れる。	医療福祉推進課
老人クラブ活動助成事業	高齢者の健康増進や地域での仲間づくり、生きがいの獲得や社会参加を進めます。 友愛活動で独居や閉じこもりがちな高齢者宅を訪問し、声かけや傾聴活動を実施します。	独居や寝たきり老人への訪問・見守りを通じて、自殺リスクの早期発見ができる。	介護福祉課

事業・取組	事業・取組概要	自殺対策の視点	主な取組主体
シニアサポーターズクラブ	シルバー人材センターに委託し、社会貢献がしたい高齢者と、困りごとがあって手助けしてほしい高齢者等を結びつけることによって、地域の人の困りごとを解決します。	独居や寝たきり老人への訪問・見守りを通じて、自殺リスクの早期発見ができる。	介護福祉課

#### (5)生活不安を抱える高齢者に対する生活支援

事業・取組	事業・取組概要	自殺対策の視点	主な取組主体
民生委員児童委員	民生委員・児童委員による地域の相談活動や見守り活動を通じて、一人暮らしの不安、介護についての困りごと、子育て上の不安等様々な問題を抱えた対象者の早期発見と対応に努めます。	地域で困難を抱えている人に気づき、適切な相談機関につなげることができる。	社会福祉課
高齢者・障害者対象の戸別訪問によるごみ出し支援	ひとりではゴミ出しが難しい高齢者等に対して、ゴミ出しの代行等の支援を行います。	定期訪問による安否確認によって高齢者等の孤立の防止、自殺リスクの早期発見ができる。	清掃センター
権利擁護サポートセンター運営事業	認知症高齢者や障害者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、成年後見制度などを活用して、様々な関係者が連携し、その人らしい暮らしを送る権利を守るための支援を行います。	事業のなかで、自殺リスクの高い人をキャッチし、支援につなげる機会となる。	介護福祉課 障害福祉課
成年後見制度利用支援事業	認知症、知的障害または精神障害があり十分な判断ができず、かつ身寄りのない高齢者に対して、財産の管理や福祉サービスの利用契約などを行う成年後見人を市が申し立て、権利や財産を守る支援を行います。	事業のなかで、自殺リスクの高い人をキャッチし、支援につなげる機会となる。	介護福祉課 障害福祉課

【目標値】

主な施策分野	指標の内容	現状値 (平成 29 年度) (2017 年度)	目標値 (平成 35 年度) (2023 年度)
【重点施策1】 高齢者の自殺 対策の推進	80 歳以上の高齢者の自殺死 亡率(10 万対) 【平成 25 年(2013 年)～平成 29 年(2017 年)合算】	男性 59.0 女性 24.1	男性 50.2 以下 女性 20.5 以下

## 【重点施策2】生活困窮者支援と自殺対策の推進

本市において、「経済・生活問題」を理由とした自殺者数は、過去 5 年間【平成 25 年(2013 年)～平成 29 年(2017 年)】で 27 人に上ります。また、自殺者を職業別に見てみると、男女ともに、失業者とその他無職者で占める割合が、およそ 3 割となっています。

生活困窮は「生きることの阻害要因」の一つであり、生活困窮の背景には、傷病や障害、介護、虐待、失業、多重債務など、多様な問題を複合的に抱えることが多くあり、自殺のリスクを高める要因となります。そのため、経済的な支援に加えて、就労支援等様々な分野の関係者が共同し、取組を進めることで、生活困窮者を包括的に支援していく必要があります。また、生活困窮者支援は、生活困窮者自立支援担当部門と自殺対策担当部門の連携が求められており、関係部局が連携しながら包括的な生きる支援を図っていきます。

### (1) 相談支援体制の強化

事業・取組	事業・取組概要	自殺対策の視点	主な取組主体
自立相談支援事業	暮らしや仕事等の生活面で困っている人に対し、早期の段階から様々な支援を提供するとともに、庁内連携や関係機関との連携を行います。特に、自殺対策担当課と連携し、自殺リスクを抱える人や自殺に追い込まれる恐れのある人について、早期に関わり、相談支援を行うことで、自殺予防を図ります。	生活困窮に陥っている人と自殺リスクを抱える人は、抱えている課題や必要な支援が重複している。そのため、自立相談支援事業と自殺対策事業の連動性を高める必要がある。	社会福祉課
我が事・丸ごとの地域づくり推進事業	「福祉まるごと連携」の推進に向け、複合的な課題を抱える個人・世帯の困りごとや相談を受け止め、多職種・多機関連携のネットワークにより、課題の解決を図っていくための体制や仕組み作りに取り組みます。	相談対応や課題の解決に向けたネットワークや仕組みを構築することで、自殺対策を含む様々な課題に対応できる。	社会福祉課 彦根市社会福祉協議会

(2) 生活困窮を抱えたハイリスク者に対する個別支援

事業・取組	事業・取組概要	自殺対策の視点	主な取組主体
国民健康保険事業 介護保険事業 後期高齢者医療事業	保険料の納付相談等において、生活や収入状況の聞き取りを行い、生活困窮が認められる際は各種相談窓口につなぐ等の対応を行います。	保険料を滞納している人で、生活困窮を抱えている場合、各種相談窓口につなぐことで、自殺リスクの軽減につながる。	保険料課
上下水道料金徴収事業	上下水道料金について、疾病、失業等の理由で納付困難な住民に対して、生活状況等を聴取した上で、納付方法等の相談に応じます。また、様々な生活上の問題を抱えている場合、各種相談窓口につなぐ等の対応を行います。	上下水道料金の滞納している人で、生活困窮を抱えている場合、各種相談窓口につなぐことで、自殺リスクの軽減につながる。	上下水道業務課
市営住宅維持管理事業	市営住宅の入居について、住宅困窮者に対して優先的に入居できるよう調査を行ったり、低廉な家賃で住宅を提供するなど、住宅困窮者への支援を行います。	住居は基本的な生活基盤であり、その確保が不安な場合、自殺リスクを高めることになりかねない。事業を通じて、必要な相談窓口等につなぐことができる。	建築住宅課
住居確保給付金 一時生活支援事業 子どもの学力向上支援事業 就労準備支援事業 家計相談支援事業	住居確保給付金、一時生活支援事業、子どもの学力向上支援事業、就労準備支援事業および家計相談支援事業の各事業の実施に加え、庁内各課との情報共有や連携を行い、包括的かつ継続的な支援を行います。	経済的支援だけでなく、就労や住居の確保、学習支援等により包括的な支援を行い、自殺のリスクを軽減する。	社会福祉課

事業・取組	事業・取組概要	自殺対策の視点	主な取組主体
生活保護各種扶助(生活・住宅・教育・介護・医療・出産・生業・葬祭) 生活保護(就労準備支援事業) 生活保護(保護施設)	生活保護各種扶助や就労準備支援事業、保護施設への入所など生活保護受給者に対して必要な支援を行うとともに、ケースワーカーによる面接等を通じて状況を把握し、庁内各課や関係機関と連携して支援を行います。	生活保護受給者の相談・支援を通じて、自殺リスクの高い人や家族に気づき、適切な支援につなぐ。 生活を安定させることで、自殺のリスクを軽減できる。	社会福祉課
生活福祉資金	低所得世帯や障害者または高齢者がおられる世帯に対し、資金の貸し付けと必要な相談支援を行うことで安定した生活が送れるようにします。あわせて、関係機関と連携を図って、必要な支援につなぎます。	経済的な支援や必要な支援につなぎ、低所得者等の生活を安定させることで、自殺リスクを軽減できる。	彦根市社会福祉協議会
フードバンクひこね	不要となった食材を回収・保管し、こども食堂等食を通じた地域の居場所づくり活動や生活困窮者への支援を行っている団体・個人に提供し、こどもや生活困窮者への支援を行います。	生活困窮者等への食糧支援を通して、支援を行い、生活を安定させることで自殺リスクの軽減につながる。	彦根市社会福祉協議会

【目標値】

主な施策分野	指標の内容	現状値 (平成 29 年度) (2017 年度)	目標値 (平成 35 年度) (2023 年度)
【重点施策2】 生活困窮者支援と自殺対策の推進	自殺の原因・動機「経済・生活問題」の人数 【平成 25 年(2013 年)～平成 29 年(2017 年)合算】	27 人	22 人以下



### 【重点施策3】 勤務問題に関わる自殺への対策の推進

本市の過去5年間【平成25年(2013年)～平成29年(2017年)】の自殺者数120人を職業状況別に見ると、有職者は37人で、その内訳は「自営業・家族従事者」が8人、「被雇用者・勤め人」が29人となっています。

有職者の自殺の背景に、職場での人間関係、過重労働や長時間労働、パワーハラスメントやセクシャルハラスメント、転勤や異動等の環境変化、退職や失業に伴う生活困窮や多重債務等の問題が発生し、最終的に自殺のリスクが高まるケースは少なくありません。勤務上の悩みを抱えた人が適切な相談先・支援先につながるよう相談体制の強化や窓口情報の周知を図るとともに、自殺リスクを生まないような労働環境を整備することも必要です。

#### (1) 勤務問題による自殺リスクの低減に向けた相談体制の強化

事業・取組	事業・取組概要	自殺対策の視点	主な取組主体
彦根総合労働相談コーナーとの連携	労働に関わる問題(解雇・労働条件・配置転換・賃下げ・パワハラ・セクハラなど)を抱える市民の相談窓口である彦根総合労働相談コーナー(彦根労働基準監督署内)と連携し、必要な相談や支援につながります。	労働に関わる問題について相談し、支援につながることで自殺リスクを軽減することができます。	障害福祉課 他
我が事・丸ごとの地域づくり推進事業	「福祉まるごと連携」の推進に向け、複合的な課題を抱える個人・世帯の困りごとや相談を受け止め、多職種・多機関連携のネットワークにより、課題の解決を図っていくための体制や仕組み作りに取り組めます。	相談対応や課題の解決に向けたネットワークや仕組みを構築することで、自殺対策を含む様々な課題に対応できる。	社会福祉課 彦根市社会福祉協議会
心配ごと相談	あらゆる悩みや困りごとの相談を受け、関係機関と連携を図り、必要な支援につながります。また、法律相談が必要な場合は、無料法律相談につながり、より専門的な相談支援を行います。	自殺のリスクとなる様々な問題についての相談の機会を通じて、支援につながることで、自殺対策につながる。	彦根市社会福祉協議会



## (2)勤務問題の現状や対策についての周知・啓発活動の強化

事業・取組	事業・取組概要	自殺対策の視点	主な取組主体
企業訪問	人権問題の啓発のため実施している企業訪問の際、メンタルヘルスの向上にむけて様々な情報を提供するとともに、各事業所内で問題を抱えた従業員がいる場合には、適切な支援につなげるための相談窓口等の情報提供を行います。	企業に対し、人権問題を切り口にして、情報提供を行うことで、自殺予防の啓発を図ることができる。	人権政策課
彦根商工会議所会報誌を通じての啓発活動	彦根商工会議所が発行する広報誌等を通じて、3月の自殺対策強化月間や9月の自殺予防週間にあわせて、労働者のメンタルヘルスの保持に関する啓発や相談先の周知等を行います。	彦根商工会議所と連携し、市内の事業所にメンタルヘルスについて啓発や相談先の周知を行うことで、自殺予防を図ることができる。	彦根商工会議所 障害福祉課
稲枝商工会を通じての啓発活動	稲枝商工会を通じて、稲枝地区の事業所に啓発紙を配布し、労働者のメンタルヘルスの保持や相談先の周知等を行います。	稲枝商工会と連携し、市内の事業所にメンタルヘルスについて啓発や相談先の周知を行うことで、自殺予防を図ることができる。	稲枝商工会 障害福祉課
相談窓口の啓発	滋賀県内の労働に関する相談窓口等について、ホームページに掲載し、周知を図ります。	労働に関する相談窓口を周知することで、相談につながり、自殺リスクの軽減につながる。	地域経済振興課

**【目標値】**

主な施策分野	指標の内容	現状値 (平成 29 年度) (2017 年度)	目標値 (平成 35 年度) (2023 年度)
【重点施策3】 勤務問題に関 わる自殺への 対策の推進	関係機関における広報誌等での 啓発	—	3 回/年以上

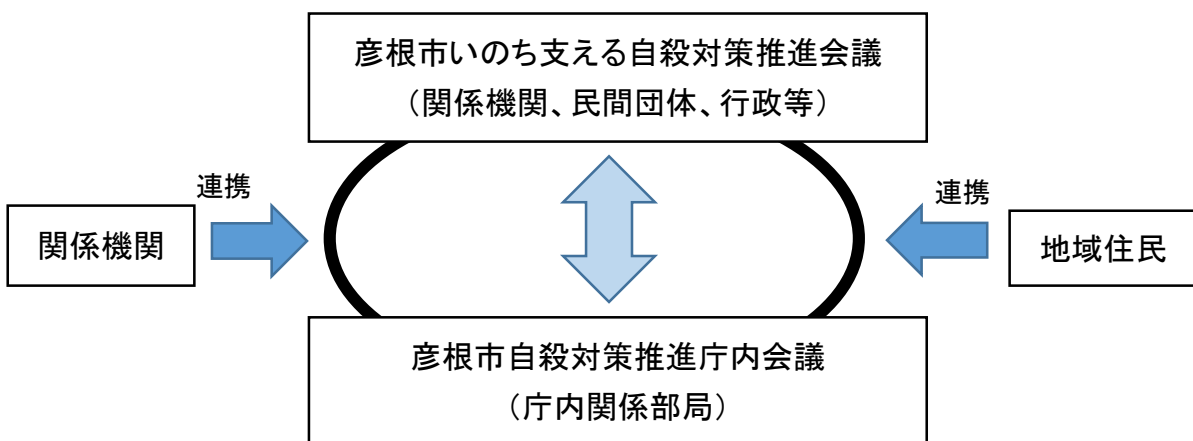
## 第4章 自殺対策の推進体制

自殺対策は、市民・地域・関係機関・民間団体・企業・学校・行政等がそれぞれの役割を果たし、相互に連携・協働して取り組むことが必要です。彦根市では、関係機関、民間団体、行政等で構成する「彦根市いのち支える自殺対策推進会議」を設置し、連携強化を図るとともに、自殺対策を総合的・効果的に推進できる体制を整えます。

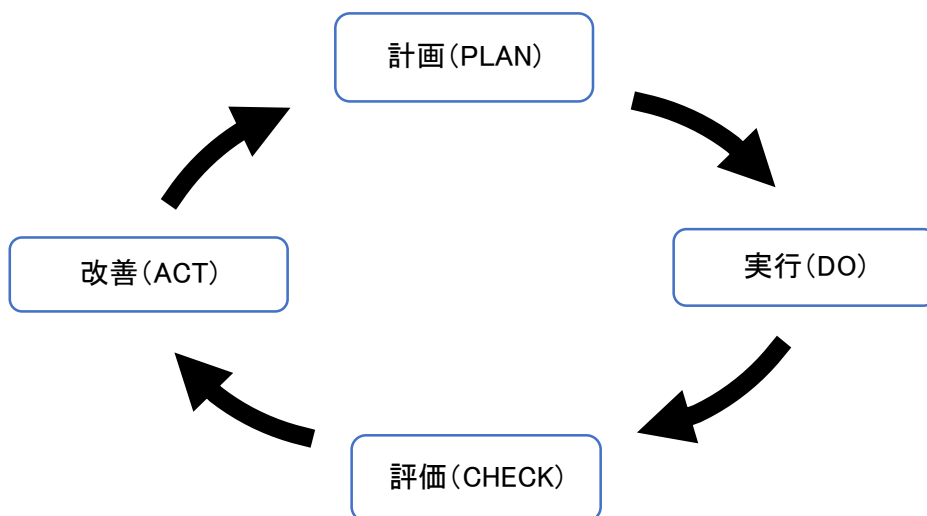
また、庁内での自殺対策を推進するため、関係部局が参画する「彦根市自殺対策推進庁内会議」を設置し、計画の進行管理をするとともに、関連施策との有機的な連携をはかり、計画に沿った事業・取組を行います。

各事業・取組については、本計画の主な評価指標を別表のとおりとし、PDCA サイクルによる進行管理のもと、「彦根市自殺対策推進庁内会議」において、施策の進行状況の把握、点検を行い、「彦根市いのち支える自殺対策推進会議」で、進行状況を評価し改善していきます。

### 【推進体制イメージ】



### 【PDCA サイクルのイメージ】



(別表) 目標値・指標

主な施策分野	指標の内容	現状値 (平成 29 年度) (2017 年度)	目標値 (平成 35 年度) (2023 年度)
【基本施策1】 地域におけるネット ワークの強化	彦根市いのち支える自殺対 策推進会議の開催回数	—	年 1 回以上
【基本施策2】 自殺対策を支える 人材の育成	ゲートキーパー研修開催回 数	市民 1 回 様々な職種 2 回	市民 3 回 様々な職種 5 回
【基本施策3】 市民への自殺問題 の啓発と支援情報 の周知	睡眠による休養を十分とれて いない人の割合の減少『※ 滋賀の健康・栄養マップ調査 【平成 27 年度(2015 年度)】』	男性 27.1% 女性 28.9%	男性 23%以下 女性 24%以下
【基本施策4】 生きることの促進 要因への支援	この 1 か月に不満、悩みなど によるストレスがあったと感じ ている人の割合『※滋賀の 健康・栄養マップ調査【平成 27 年度(2015 年度)】』	男性 69.7% 女性 73.2%	男性 60%以下 女性 63%以下
【基本施策5】 児童生徒の SOS の出し方に関する 教育	県等が実施する教職員向け の自殺に関する研修への受 講学校数	—	5 年間のうちに 全小中学校が受講
【重点施策1】 高齢者の自殺対策 の推進	80 歳以上の高齢者の自殺死 亡率(10 万対)【平成 25 年 (2013 年)～平成 29 年(2017 年)合算】	男性 59.0 女性 24.1	男性 50.2 以下 女性 20.5 以下
【重点施策2】 生活困窮者支援と 自殺対策の推進	自殺の原因・動機「経済・生 活問題」の人数【平成 25 年 (2013 年)～平成 29 年(2017 年)合算】	27 人	22 人以下
【重点施策3】 勤務問題に関わる 自殺への対策の推 進	関係機関における広報誌等 での啓発	—	3 回/年以上

# 資料編

# 1 彦根市いのち支える自殺対策推進会議設置要綱

(設置)

第 1 条 彦根市総合計画に基づく支え合い社会の推進に関する施策のうち、自殺対策に関する事項について調査審議するため、彦根市いのち支える自殺対策推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(組織)

第 2 条 推進会議は、委員 20 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、または任命する。

- (1) 関係する学識経験を有する者
- (2) 保健医療機関に属する者
- (3) 福祉関係機関に属する者
- (4) 関係する各種団体に属する者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 3 条 委員の任期は、3 年とし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長および副会長)

第 4 条 推進会議に会長および副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 推進会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

(意見の聴取等)

第 6 条 推進会議は、調査審議に必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め意見もしくは説明を聴き、または必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 7 条 推進会議の庶務は、福祉保健部障害福祉課において処理する。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に必要な事項は、会長が定める。

付 則

1 この告示は、平成 30 年 6 月 21 日から施行する。

2 この告示の施行後最初の会議は、第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、市長が招集する。

## 2 彦根市いのち支える自殺対策推進会議委員等名簿

### (1) 彦根市いのち支える自殺対策推進会議委員

(50 音順)

所属団体等	氏名	備考
滋賀県立大学	甘佐 京子	会長
彦根市地域包括支援センター ハピネス	雨森 史子	
精神保健福祉センター(滋賀県自殺対策推進センター)	池田 健太郎	
彦根医師会	上ノ山 一寛	副会長
彦根警察署	内野 智仁	
彦根市消防本部	門西 吉則	
地域生活支援センター まな	川畑 外志美	
彦根市民生委員児童委員協議会連合会	菊地 美和子	
社会福祉法人 彦根市社会福祉協議会	城戸 正隆	
社会福祉法人 とよさと ステップあっぷ21	後藤 遥香	
彦根医師会	小林 進	
第5地区支部訪問看護ステーション連絡協議会	柴田 恵子	
滋賀県彦根保健所	西川 純子	
彦根市教育委員会	藤本 友紀	

### (2) 彦根市いのち支える自殺対策推進庁内会議委員

(順不同)

所属・機関	氏名
まちづくり推進室	黒川 静花
納税課	角川 崇生
保険料課	大西 大
人権政策課	力石 純
生活環境課	小菅 真志
社会福祉課	土田 陽介
介護福祉課	長澤 大介
健康推進課	近藤 美穂子
医療福祉推進課	大窪 牧
子ども・若者課	山本 武
子育て支援課	久保 貴彦
発達支援センター	長崎 薫
地域経済振興課	水野 成美
学校教育課	藤本 友紀
教育研究所	小坂 英司
彦根市立病院	筒井 佑美

### 3 彦根市いのち支える自殺対策計画策定経緯

#### 1 彦根市いのち支える自殺対策推進会議

(1)平成30年7月13日(金) 第1回会議
<ul style="list-style-type: none"><li>・委員委嘱、委員・事務局紹介</li><li>・彦根市いのち支える自殺対策推進会議設置要綱について</li><li>・正、副会長の選出について</li><li>・自殺対策計画策定の背景および策定プロセスについて</li><li>・彦根市の自殺の実態と彦根市が取り組む自殺対策施策について</li><li>・彦根市自殺対策計画策定の今後の経過について</li></ul>
(2)平成30年11月21日(水) 第2回会議
<ul style="list-style-type: none"><li>・(仮)彦根市いのち支える自殺対策計画策定の経過について</li><li>・(仮)彦根市いのち支える自殺対策計画素案について</li><li>・彦根市自殺対策計画策定の今後の予定について</li></ul>
(3)平成31年2月21日(木) 第3回会議
<ul style="list-style-type: none"><li>・(仮)彦根市いのち支える自殺対策計画素案に対するパブリックコメントの結果について</li><li>・今後の予定について</li></ul>

#### 2 彦根市いのち支える自殺対策推進庁内会議

(1)平成30年6月29日(金) 第1回会議
<ul style="list-style-type: none"><li>・「彦根市自殺対策計画」策定プロセスと彦根市の自殺の実態(資料1)</li><li>・自殺対策関連事業の照会結果および計画に盛り込む事業の検討(資料2、3)</li></ul>
(2)平成30年10月19日(金) 第2回会議
<ul style="list-style-type: none"><li>・(仮)彦根市自殺対策計画骨子案について</li><li>・(仮)彦根市自殺対策計画に盛り込む庁内事業の確認結果</li><li>・今後の計画策定作業の予定</li></ul>



## 5 用語解説

あ	
エンジンバラ産後うつ病質問票	妊産婦のうつ病のスクリーニングとして使用されている自己記入式質問票。
か	
ケアマネジメント	介護や援助を必要とする人からの相談に応じ、社会生活上での複数のニーズを充足させるため、適切な社会資源と結びつけるための調整を図り、総合的、継続的なサービス提供を確保していく援助方法。
ゲートキーパー	悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のこと。
子育て世代包括支援センター	妊産婦・乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握し、妊産婦や保護者の相談に保健師等の専門家が対応するとともに、必要な支援の調整や関係機関と連絡調整するなどして、妊産婦や乳幼児等に対して切れ目のない支援を提供する。
さ	
滋賀の健康・栄養マップ調査	滋賀県の健康および栄養に関する現状と課題を把握し、健康づくり、栄養・食生活改善に関する施策の基礎資料ならびに事業効果判定の資料とするために実施される調査。平成 27 年 11 月に実施された。
自殺死亡率	自殺者数を人口で除し、これを 10 万人当たりの数値に換算したもの。
自殺総合対策大綱	自殺対策基本法に基づき、政府が推進すべき自殺対策の指針として定めるもの。2007 年 6 月に初めての大綱が策定された後、2008 年 10 月に一部改正、2012 年 8 月に初めて全体的な見直しが行われた。大綱はおおむね 5 年を目途に見直すこととされたため、基本法改正の趣旨等を踏まえ、2017 年 7 月、新たな大綱が閣議決定された。
自殺対策基本法	我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況に対処するために、自殺対策に関し基本理念や国、地方公共団体等の責務等自殺対策の基本となる事柄を定めた法律。

自殺対策推進センター	誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、すべての市町等において地域の状況に応じた自殺対策が総合的かつ効率的に推進されるよう、自殺に関する実態把握、広報啓発、電話相談、人材育成、遺族支援等を行う機関。
自殺未遂	自殺とは自ら自分の生命を絶つ行為だが、死に至らなかった場合、自殺未遂といわれる。自殺未遂者は自殺者の10倍以上存在すると考えられている。
スクールカウンセラー	不登校を始めとする児童生徒の問題行動の未然防止、早期発見・早期対応等のために児童生徒の悩みを受け止めて相談にあたり、教員や関係機関と連携して必要な支援をするための心の専門家。
スクールソーシャルワーカー	社会福祉の専門的な知識、技術を活用し、問題を抱えた児童生徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、児童生徒の悩みや抱えている問題の解決に向けて支援する専門家。
生活困窮者自立支援事業	生活困窮者が困窮状態から早期に脱出することを支援するため、関係機関と連携し、本人の状態に応じた包括的かつ継続的な相談支援事業。
成年後見制度	認知症、知的障害、精神障害などによって判断能力が十分でない人の財産管理や身上監護を、代理権や同意権・取引権が付与された成年後見人等が行うしくみ。
た	
第2層生活支援コーディネーター	高齢者が住み慣れた地域で、生きがいを持って在宅生活を継続していくために、「支援してほしい人」と「活動したい人」双方の住民同士の助け合い活動を通して誰もが社会参加できるように支援するもの。第2層とは、日常生活圏域であるおおむね中学校区のこと。
地域自殺実態プロファイル	地方公共団体の地域自殺対策計画の策定を支援するツール。国が自殺総合対策推進センターにおいて作成されたもので、すべての都道府県および市町村それぞれの自殺の実態を分析したもの。
地域包括支援センター	保健師または経験のある看護師、主任ケアマネジャーおよび社会福祉士を置き、介護予防ケアマネジメント、総合相談・支援、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント等を業務として介護保険法に規定された機関で、生活圏域を踏まえて、市町村または市町村に委託さ

	れた法人が運営する。
な	
認知症サポーター	「認知症サポーター養成講座」を受けた人が「認知症サポーター」となる。認知症の人や家族を見守る応援者となり、自分のできる範囲で支援を行う。
ま	
民生委員児童委員	厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める者であり、「児童委員」を兼ねている。児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う。
A～Z	
PDCA サイクル	Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Act(改善)という流れを繰り返し、改善しながら継続的に活動しながら、根拠に基づいた活動を展開するための手法。PDCA の考え方は、公共分野において事業を円滑に推進するために広く取り入れられている。

## 彦根市いのち支える自殺対策計画

発行年月日：平成31年(2019年)3月

発行：彦根市

編集：彦根市福祉保健部障害福祉課

〒522-0041彦根市平田町594番地

(彦根市障害者福祉センター内)

電話：0749-27-9981 Fax：0749-26-1767

E-mail：shogaifukushi@ma.city.hikone.shiga.jp